

ボーダーレス国際経済社会における  
日本の財政の役割

高 田 美 徳

(名古屋国税不服審判所長)

## 目 次

|   |     |
|---|-----|
| はじめに .....                                    | 379 |
| 1. 国際経済社会の変遷 .....                            | 381 |
| (1) 単独国家中心の経済社会 .....                         | 381 |
| (2) 資本主義の萌芽と成熟期及び発展期と共産主義社会の出現下での経済社会 .....   | 381 |
| (3) 冷戦体制下における経済社会 .....                       | 382 |
| (4) 冷戦体制崩壊後における地域ブロック経済の成立 .....              | 383 |
| (5) 第三世界(振興産業国家)の経済発展を原因とする経済社会の流動・国際化 .....  | 386 |
| (6) 先進国の成熟化と情報革命を背景とする経済社会のボーダーレス化 .....      | 387 |
| 2. 財政の役割と機能 .....                             | 388 |
| (1) 財政の基本的役割 .....                            | 388 |
| (2) 国際経済社会の変遷に伴う財政の役割と機能の変遷 .....             | 389 |
| (3) 急激なボーダーレス社会における日本財政の役割 .....              | 390 |
| (4) 戦後の日本の財政の歩み(昭和21年から平成8年の財政構造改革元年まで) ..... | 394 |
| 3. ボーダーレス国際経済社会における財政の課題 .....                | 401 |
| (1) ブロック経済相互間の排他的競争関係がもたらす負の克服 .....          | 401 |
| (2) 経済協力・経済援助の在り方について .....                   | 404 |
| イ. 経済未発展国が経済先進国に与える負の影響の克服 .....              | 404 |
| ロ. 少資源国家と資源大国とのマイナス的競争の克服 .....               | 405 |
| ハ. 技術小国と技術大国の乖離の克服 .....                      | 405 |
| ニ. 情報の偏在の克服 .....                             | 405 |
| 4. ボーダーレス社会の健全発展のための対策 .....                  | 406 |
| (1) グローバル活動に貢献する地域統合の構築—新しいシステムとしての地域統合 ..... | 406 |
| (2) 世界の発展に貢献する経済協力 .....                      | 410 |
| イ. 我が国の経済協力の現状 .....                          | 410 |
| ロ. 我が国の経済協力の在り方 .....                         | 412 |
| ハ. 「新開発戦略」の推進 .....                           | 413 |

- (3) 資源国が付加価値製品の輸出力を付けるための海外援助（資源の世界的な共有と有効活用） .....414
- (4) ケインズ主義とサプライサイド経済学 .....415
- (5) 需要の創出と供給の拡大の関係 .....417
- (6) 規制緩和の促進策とそのための財政措置（ベンチャービジネスの活性化措置） .....419
  - イ. 規制緩和の促進 .....419
  - ロ. ストック・オプション制度の積極的運用 .....421
- (7) 富及び財が特別の国に偏在することを防止するための経済協力関係の構築（税制の世界的標準化を含む、課税ベースの拡大による税率の引下げ策の推進） .....425
- (8) 金融及び為替の混乱による金融恐慌及び経済恐慌に対する安全弁の創設 .....430



(はじめに)

現在の世界は政治・経済を中心に歴史的な大転換の時期に直面しており、正に人類の英知が試されている時期である。この時期を乗り越えるためには、これまである程度通用してきた国家単位、広くてもブロック単位での自己防衛策、従って他者との関係を敵対関係で捉え、経済的・政治的にこれを攻撃・侵略するところに活路を見いだす手法からの脱却を果たし、相互の補完・協調関係を命題とする新たな戦略が確立されなければならない。

その背景としては、如何なる大国の経済力と軍事力をもってしても小国といわれる国すらその支配下に置くことが不可能なまでに人の価値ないし人権が成熟してきていること、人間の求めるものが時代とともに量的・質的に急速に拡大しており、その資源を対立・攻撃の構図で獲得するには地球は余りにも狭小であること等の事情が挙げられる。

有限の資源を奪い合い、知的ノウハウや情報の独占によりこれを共同有効活用するチャンスから排除することに起因するロスは余りにも大きくなっている。

他方、現在は情報通信・交通手段の革命的発展は空間・時間の障害を無くし、世界のあらゆる情報を瞬時にして入手できる状態を可能にしている。因みに、情報の正確な把握・分析に遅れ、これを迅速に事業戦略に取り入れることができなかった企業は経済競争に勝利することは覚束ないとされている。

また、国連をはじめ、WTO、OECD、IMF、IRBD等国際機関の整備と充実が進み、国際的視点から協議・相互援助を行う枠組みは整ってきている。今や、このような絶好の場を相互に自己の立場を弁解し、他者を批判し、攻撃する舞台とするのではなく、将来の在るべき方向を探り、そのための具体的、現実的方策を講ずるための場所として機能させることが肝要である。

かかる観点から見ると、全世界に占めるGDPが日米合計で40%という世界第2位の経済的実力を有する日本の財政は、従来とは質的に異なった役割を担っているものと考えられる。

現在の日本の財政に関する議論は活発を極めていますが、その議論は上述の認

識と発想を大前提において展開されているものでなければならない。

そのことが、日本の財政の日本国民に対する原点であり、世界に対する責任であるというべきである。

以下、歴史的に国際経済の流れとその各時代における財政の役割を鳥瞰し、現在のもはや後戻りができないグローバルでボーダレスの経済社会における財政の役割について考えてみたい。

## 1. 国際経済社会の変遷

### (1) 単独国家中心の経済社会

ギリシャの都市国家、ローマ帝国の栄えた紀元前の時代から封建社会、貴族社会の近世さらには、第1次世界大戦前後の2、000年以上をの永い間を基本的に支配した国家観は単独国家中心の考え方であったといえる。そこで何よりも優先されたのは他国を凌駕する自国の優先である。そのために極端に顕現したのが領土の拡張であり、そのための流血の戦争は止むことがなかった。

但し、そのような中でも国内的には一部特権階級の地位と生活の維持策が取られ、その手法として非支配階級に対しては厳格な身分社会制を強い、情報からシャットアウトする「知らしむべからずよらしむべし」の政策がとられたといえることができる。

したがって、この時代の財政は、過酷な税の徴収と戦利品調達を歳入としてこれを莫大な戦費と一部特権階級の贅沢を確保する費用に充てるという比較的単純なものとして捉えることができる。

### (2) 資本主義の萌芽と成熟期及び共産主義社会の出現の下での経済社会

第1次世界大戦前後から第2次世界大戦に至るまでの経済社会である。

1917年には科学的社会主義を標榜するソ連が誕生した。一方、欧米社会においては市民革命、及び産業革命を通じて国民の権利意識が高揚し資本主義の萌芽と躍進が見られた。この計画経済と自由主義という対立が顕著な異質社会が併走する中で、前者における財政は国の専断による方向付けと計画に基づく国民にする給付と国策、特に軍事力の増強に多くの支出が割かれることになった。この場合において、一般国民の意思が反映される余地は極めて少なかったものと思われる。

これに対して、後者にとっては、原則的に国家の目的及びそれに必要な資金の獲得並びに支出は、原則的に国民の意思によって決定されることとなった。そして、国内経済の発展を土台とする国民福祉の充実が重視されるとともに、自由資本主義に対する旺盛な信頼から、レッセ・フェール主

義の唱導の下に小さな政府が良い政府とされることとなった。

即ち、18世紀の後半から19世紀にかけての資本主義勃興期には、自由主義競争原理の下で、政府はできるだけ民間の経済活動には介入せず、国防、司法、警察など民間によっては確保されないサービスのみを供給するという費用最小限の役割を担うことを理想として運営された。いわゆる夜警国家論である。

但し、国家の形態は今なお、単独国家中心の世界であり、かつ、共産主義という新体制の出現により、国防上の手当は国の責任において行われるとともに、国防予算の額も増加の傾向をたどることとなった。因みに、第1次世界大戦の前後から第2次世界大戦までの時期を支配したのは帝国主義に名を変えた列強各国が一方では他の帝国主義的列強各国を睨み、他方では、ソ連の脅威に防備を固めながら、個々の国家の判断のもとに財政運営を行う状況にあったものと見ることができる。

同時に、この時期の資本主義は産業革命で先陣を切ったイギリスがリードする経済社会から、広大な土地と資源と冒険心に富んだアメリカがリードする資本主義に切り替わった時期でもあった。パクス・ブリタニカからパクス・アメリカーナへの転換である。

### (3) 冷戦体制下における経済社会

第2次世界大戦を終えた世界地図は、大半の国が米ソという超2大国の何れかに属するブロック経済へと様相を変えている。第2次世界大戦における戦勝国に名を連ね、自信をつけたソ連は社会主義社会の建設という壮大な実験に果敢に乗り出し、膨大な武力と社会主義の宣伝によることによって、その版図の拡大に飽くなき挑戦を展開するようになる。

これに対して、同じく第2次世界大戦によって大きな力を蓄え、戦争の遂行で疲弊した欧米を遙に凌駕し、文字通り資本主義社会の盟主となったアメリカは、共産主義の封じ込め作戦を展開することとなる。

そのために、NATOとワルシャワ機構という軍事同盟が締結されるとともに、アメリカとソ連はその同盟国に様々な金銭的・技術的援助活動を



実施することになる。

したがって、財政の比重は軍事費に大きく偏ることになった。

日本など約20カ国で構成されたCOCOM（対共産圏輸出統制委員会）は、資本主義国から社会主義国に対する輸出を制限する目的をもって設立されたものであるが、これも資本主義国と共産主義国の厳しい対立関係のなかで採られた図式である。

他方、戦争により、破綻に瀕した英仏を含むかつての欧米の列強国家は、国内体制の立て直しが優先課題であり、経済復興とそれによる福祉水準の向上に邁進することになる。

即ち、資本主義と共産主義という厳しい体制対立を背景にしながら、第2次世界大戦後における先進各国の財政目的はほぼ共通して福祉国家を目指すとともに、第2次世界大戦の原因が、1930年代の大恐慌を含む経済不況にあったという反省から、財政が総需要を調節して景気の安定を図るという「総需要管理政策」が大きな柱となってきた。

この総需要管理政策はケインズの経済学説を基礎にするものであり、財政理論として大きな柱となっていく。

ところで、これらの福祉国家政策と総需要管理政策は民間の力では達成され得ないものであり、国による資金の注入と強力な国の介入を前提にするものであり、「大きな政府」を招来する結果となった。そして、この過程で顕著に現れたのが、貧富の差の拡大という問題である。すなわち、国の経済介入が旨く機能した国においては、その国力や生活水準がアップし、逆に効果的に機能しなかった国においては、経済発展の停滞、生活レベルのダウンとそれによる副次的産物として、犯罪の増加等マイナス要因が顕著になったということである。

#### (4) 冷戦体制崩壊後における地域ブロック経済の成立

約50年に及んだ第2次世界大戦後の冷戦体制は、1991年のソ連・東欧における社会主義計画経済の劇的な崩壊により、全地球的な社会主義社会の建設という壮大な歴史的实验は失敗であることが明らかとなり、それとと

もに第2次世界大戦後の冷戦体制も終焉することになった。社会主義社会建設の盟主を失い、かつその盟主が社会主義的自由経済という資本主義の手法を取り込んだ経済政策への転換を模索するに及んで、東欧の経済ブロックは求心力を失いもはや欧米の資本主義経済に対する対抗勢力としての地位を失うことになった。

他方、冷戦体制の一方の盟主であったアメリカの経済的影響力も相対的に弱まり、「パクス・アメリカーナの黄金時代」は終焉を迎え、求心力を失った東欧諸国を一気にその影響下におく程の余力はなくしていた。

その結果、歴史的、人種的、地理的な共通項と利害を共にする複数の経済ブロックが誕生し、その経済ブロックを核にして経済の運営が行われるという国際経済のブロック化という現象が発生してきた。

その、代表的なものを列挙すれば、アメリカ合衆国・カナダ・メキシコで構成される北米自由貿易協定（NAFTA）、ブラジル・アルゼンチン・ウルグアイ・パラグアイの4カ国で構成される南米南部共同市場（メルコスール）、ASEAN加盟6カ国で構成されるASEAN自由貿易地域（AFTA）、環太平洋の18カ国が参加する経済協力のための閣僚会議であるAPEC、ソ連崩壊後に結成されたロシア、ウクライナ、アルゼバイジャン、アルメニアなど12カ国で構成する独立国家共同体（CIS）などである。その中でも特に世界の耳目を集めているのが、外交、安全保障、経済・通貨の3分野で地域統合する欧州連合（EU）である。その統合内容は「超国家システム」と呼ばれるほどに緊密大胆なものであり、1999年早々からスタートする。

（注）欧州連合について

1. 欧州連合建設の背景：1980年代に入っても、アメリカと日本の経済発展は依然として堅調であった。そのような状況で、東北アジアを中心にアジアが世界経済の成長センターとして、各国とも年率10%を大幅に上回る目ざましい成長軌道に入ってきたことから、このまま推移するとかつて世界に君臨したことがあるヨーロッパは取り残されることになるという危機感を抱き、ヨーロッパが結束してこの課題にあたるべきとのコンセンサスが醸成さ

れてきたこと。

2. マーストリヒト条約の成立：上記コンセンサスの下に、1992年12月7日にオランダのマーストリヒトにおいて、マーストリヒト条約の制定について合意が成立し翌年2月7日に調印された。その内容は、①外交、②安全保障及び③経済・通貨の3分野で地域統合を行うというものである。

その内容を砕いて見ると、加盟国の国境はあるが、加盟国の国民同志の往来は自由であってパスポートやビザは不要であり、物やサービスの輸出入については関税は課されず、金融については加盟国を束ねるEU中央銀行が設立されて、ユーロという統一通貨が使用されることになる。これに加えて外交・安全保障という国家の基本に係わる部分の統合が行われることになる。このことが、「国家主権の一部をも委譲する『超国家システム』である」と評価される理由である。

3. 同条約が定める同構想の進行スケジュールは、次の通りとされている。

第一段階（1990年～1993年末）：統合の開始局面として位置づけられ、人、物、サービス、金に関する移動の自由化を実施。

第二段階（1994年～1998年末）：単一通貨導入の準備段階として位置づけられ、現在進行中である。具体的には、①物価、財政赤字、公的債務、長期金利、為替相場という5項目の「経済収斂基準（コンバージェンス・クライテリア）」を参加各国が達成することを通じて、各国間の健在ファンダメンタルズの格差を縮小すること（EUの構想の成否を握る最も困難な段階であると考えられている。）、②将来のEU中央銀行（ECB）の基盤となる欧州通貨構想（EMI）を設立すること等。

第三段階（1999年1月以降）：経済・通貨統合の実現局面として位置づけられ、単一通貨ユーロ（通貨の名称を「ユーロ」とすることは、1995年12月のマドリッド欧州理事会で決定）を導入し、欧州銀行制度（ESCB）の設立により一元的な金融政策の実行体制を整備する。

第三段階への移行は原則として経済収斂基準を達成した国から行われることとされており、早い国においては、来年1月にも移行する。

なお、上記の〔5項目の経済収斂基準〕は次の通りであり、1997年の実績を基準にして、1998年中に判定されることとされている。

- A. 物 価：物価が最も低い3カ国の平均上昇率から1.5%以内にあること。
- B. 財政赤字：一般政府財政赤字が、名目のGDP比3%以内にあること。
- C. 公的債務：一般政府債務残高が名目GDP比60%以内にあること。
- D. 長期金利：物価上昇率が最も低い3カ国の長期金利の平均水準が上下

2%以内にあること。

E. 為替相場：最低2年間の為替の切下げが行われておらず、かつ当該国の為替変動がERM（各国通貨を一定比率で合成したECU（エキュ：欧州通貨単位）で表される中心レートから、各国通貨に一定範囲内における為替変動の余地を認めたターゲット・ゾーン）の範囲内にあること。

4. 現在、EUに加盟が予定されている国は、フランス、ドイツ、イギリス、イタリア、オランダ、ベルギー等ヨーロッパの主要国を含む15カ国（加盟を希望する国はその他にあり、増える可能性がある。）である。

これによると人口は3億7,000万人を超え、GDPはアメリカを凌駕する巨大な市場が誕生することになる。

即ち、経済規模について、1995年における名目GDP（米国ドル）ベースで見ると全世界計が284,224億ドルに対してアメリカ70,296億ドル（シェア24.7%）、日本51,403億ドル（同18.1%）と両国が抜きん出ており、その後順次ドイツ24,125億ドル（同8.5%）、フランス15,376億ドル（同5.4%）、イギリス11,000億ドル（同3.9%）、イタリア10,872億ドル（同3.8%）と続いている。ところが、EU諸国を合計すると84,170億ドル（同29.6%）となってアメリカを5ポイント程度上回るという大市場が形成されることになる。

ただ、イギリスのEUに対する姿勢は、基本的にその枠組みには参画するが、イギリスの通貨であるスターリング・ポンドへの思いが強く、ユーロを自国通貨としては使わないと伝えられていることから、ユーロはアメリカドルに次ぐ基軸通貨として国際為替市場を支配していくことになり、国際金融に与える影響には極めて強いものがある（別表4）。

ところで、当然の帰結として、このような地域経済ブロックにおける財政の役割は、1、メンバー国自身の経済力強化や国民福祉の向上等であるとともに、2、地域経済ブロック全体の力を高めるために基軸メンバー国の主導による積極的な財政支出を行うことである。

そして、地域経済ブロック内の力を高めることは、他の地域経済ブロックに対して優位に立つことであり、そのことがメンバー国自身の利益となって還元されることになる。

- (5) 第三世界（振興産業国家）の経済発展を原因とする経済社会の流動・国

## 際化

このような一連の流れの中における第2次大戦後の際立った特徴として、前述の欧州連合（EU）に関して触れたように、アジアの振興産業国家の顕著な経済発展に着目しておく必要がある。

即ち、世界的な金融破綻が起きるまで世界の成長センターとして各国の熱い注目を浴びていた、東アジアと東南アジアの群を抜く経済発展である。

この地域の経済発展は「雁行型の経済発展」と呼ばれている。その意味は、先ず、日本が経済発展のトップを切り、それを追ってアジア NIES（振興工業経済地域）といわれる韓国、台湾、香港のグループが追いかけて、次いで ASEAN（東南アジア諸国連合）を構成するインドネシア、フィリピン、シンガポール、タイのグループが追いかけて、次いで中国、ベトナムが前のグループを追いかける形で経済発展の軌跡を描いているが、その様が調度雁の群れが飛んでいる形に似ていることにゆえんがある。

このような世界の成長センターを形成する各国は国が積極的に介入する形で先進諸国の技術や資本を積極的に取り入れ、安い労働力を武器にして高い成長率を誇ることになったが、この地域の群を抜く成長が世界各国の経済政策、なかんずく先進工業国の経済運営に与えた影響には大きいものがある。

即ち、利潤を追及する私企業が生産コストの低いところに生産拠点を求めるのは必然であり、そのことから国の政策としては産業、なかんずく製造業の空洞化に対する対策を講ずる必要に迫られるとともに、そのような国との緊密な関係の構築をすることが大きな政策課題となってきたといえる。

### (6) 先進国の成熟化及び情報革命を背景とする経済社会のボーダーレス化

以上に述べてきたような経済発展が進む中で、最近急激な勢いで進んでいるのが地球的規模での経済の国際化、ボーダーレス化である。

第2次世界大戦の終了後、通常の意味において言う経済の国際化は顕著

な勢いで進行していた。即ち、その形態は間接・直接投資及び多国籍企業の増大であり、貿易量の増大と多様化であるというように、伝統的な意味での国際化の域に止まっていた。

したがって、輸出入や投資活動については各国の有する貿易管理法に基づいて許可ないし承認にかけられており、支払い手段の受送金には各国の為替管理法によって一定の限度において政府の相当に厳格な許可を取得することが要件であり、また、主要国産品の保護をするために関税品目が多く残るといった範囲内での国際化であった。

換言すれば、相当にハードルが高いボーダーがあることを前提にしての国際化であったということが出来る。

したがって、前段階の地域経済ブロック毎の経済戦略も、ボーダーがある国際経済であったからこそ、大きな意味を持っていたものと考えられる。

ところが、今後益々勢いを強めることが必然のボーダーレス国際経済は、その名称が示すがごとく国境が無いと同様かあってもその高さが極めて低い国境の下での国際経済化であり、同じく国際化であっても従来とは全く異なった国際化に向けて世界は動き出しているということが出来る。冷戦体制が終焉した僅か10年足らず前には明確に予想しなかった時代に向けて乗り出しているということができ、その意味においては人間の最高の英知が要求される時代に入ったということが出来る。

このような時代を招来した最大の原因は、通信手段の発達であり、コンピュータの発達により居ながらにして瞬時に世界の至る所の情報を瞬時にして入手することができることになった情報革命の進展である。

## 2. 財政の役割と機能

### (1) 財政の基本的役割

財政というのは、端的には「政府の行う経済活動」であり、その基本的機能は①資源配分の調整、②所得の再配分及び③経済の安定化の三点に集

約される。財政の三大機能ともいうべきものである。ところが、この三大機能は、時代の変遷により、社会の要請によりその比重と内容を大きく変遷させており、その見直しが行われているが、どの様な形で見直しが行われるにせよ、この三大機能は常に念頭に置く必要があり、これを度外視した見直しは許されない。そして、この財政の役割と機能を円滑かつ合目的に果たさせるための道具として使われるのが、税制、金利、為替、財政支出（公債発行を含む。）等であり、その場合に重要なことは、国民や各種市場からの正常な反応があることである。

## (2) 国際化経済社会の変遷に伴う財政の役割と機能の変遷

財政の役割と機能の変遷を、財政の目標が専ら一部特権階級の地位の保持と領土拡張という対外戦略に向けられていた封建国家以後の、国民一般の生活レベルを向上させるための政策に大きな比重が置かれることになった近世以降について整理すれば次のとおりである。

イ.18世紀後19世紀にかけての資本主義勃興期には、自由主義に基づく競争原理の下で、国はできるだけ民間の経済活動に介入せず、国防、司法、警察等その性格上民間の活動によっては確保されえないサービスのみを供給するという必要最小限の役割を担うことが理想とされていた。いわゆる夜警国家論による財政運営であり、これは過去の経験による国による国民の支配に対する強い警戒と、市民革命等によって自由を勝ち取ったという国民の自信を標榜する理論であるという見方もできる。

ロ.ところが、経済の発展と複雑化に伴い、自由競争原理だけでは解決できない問題が増加し、市場メカニズムの欠陥が認識されるに及んで、国が民間の経済活動に積極的に関与することによって、国民の福祉の実現を図るべきであるという福祉国家論の理念が強調されるようになってきた。

すなわち、自由競争は、資源配分、所得の配分、経済の安定も含めて国民生活の向上に帰結することが予想されていたところ、個々の企業等の最大の利潤を追及する経済活動だけをもってしては、資源等の偏在を

生み出し、更には市場の混乱を生み出して安定した経済発展に結果しないことが経験的に認識され、その調整役が必要になってきたということがその理由である。

また、国民福祉に直接関係する医療、教育、各種公共施設、道路・橋梁、下水道設備等のいわゆる社会資本の整備・充実の活動は利潤追及活動の対象から排除される公算の大なるものであり、これらの活動は国の仕事として行わざるを得ないものである。

ハ、1930年代の大恐慌により世界が一様に深刻な経済不況に喘ぐに至って、財政が総需要を調節して景気の安定を図るべきであるという財政理論が、ケインズの諸学説を基礎にして展開されるようになり、具体的にもアメリカのニューディール政策のような国家主導の政策が実施され大きな成果をあげた。

ニ、第2次世界大戦後、先進各国は共通して、福祉国家政策と総需要管理政策の二つからなる、国による国民経済活動への介入政策積極的に進めるようになる。その結果、欧米主要国は一様に「大きな政府」への軌跡を辿ることになり、国民の負担増や財政収支バランスの悪化という問題に直面することとなった。

ホ、ところが、最近になって経済、特に先進各国の経済が成熟期に入り、高い成長率が期待できなくなるに及んで国民の負担増や財政収支の悪化、なかんずく膨大な公債残高は財政運営の硬直化を招き、このことは、大きな財政需要の原因である少子高齢社会を目前に控えて有効な財政を行うことに赤信号を点滅させる状態になってきている。

現代的意味での「小さな政府」の構築を含む財政の規模、守備範囲や国の役割についての見直しが緊急の課題になっており、その中で資源配分、所得の再配分及び経済の安定化という財政の基本的機能をどのようにして果たしていくべきかの見直しが喫緊の課題になってきている。

### (3) 急激なボーダーレス社会における日本財政の役割

日本の財政の役割については、世界第2位という経済力をもつことか



ら、急激なボーダーレス化社会の中で日本経済の状態が国際経済に与える影響が極めて大きいことに鑑み、対内的観点と対外的観点の両面から考えなくてはならない。

#### イ. 対内的観点からの役割

- (イ) 日本の財政状況はかつて経験したことの無い深刻な状態にある。即ち、昭和31年度から昭和39年度まで採用されていた典型的な均衡財政主義に別れを告げて、昭和41年度に導入された建設公債（昭和40年には昭和40年度補正予算による歳入補填債が発行されている。）と昭和50年度に導入された特例公債（赤字公債）の発行残高が、平成10年度末現在見積りで285兆円（この額は、現在国会で審議されている「緊急経済対策」及び「金融機能早期健全化策」を推進するための財政出動で大幅に増大するのは必至である。）という、日本の国内総生産（GDP）約500兆円の60%に匹敵する状況になっている。

このことの具体的な意味については、単に「財政運営の硬直化」という範囲を超えたものであり、1997年の経済審議会の「日本経済破局のシナリオ」には次のように描かれている。

- A. 高齢化と少子化の現象が世界に例を見ないスピードで進む日本の社会保障制度においては、給付が負担を大幅に上回るという極端なアンバランスが発生し、高齢者人口がピークに達すると予想される2025年よりも前に社会保障制度の根幹である保障基金が底をつき、社会保障制度は機能し得なくなる。
- B. 財政については、政府の借金残高が2025年にはGDPの153%程度となり、借金の返済資金をも賄うことができず、国の通常の子算が組めなくなる。
- C. 現在の日本は1,200兆円という膨大な個人金融資産を有し、また、外貨準備高は平成9年6月末現在で2,223億500万ドルでダントツの保有高を誇っており（第2位：中国1,146億ドル、第3位：台湾894億ドル、第4位：ドイツ851億ドル）、ファンダメンタルズ

にはシッカリしたものがある経済大国であるが、海外との間の経常収支は1994年の対 GDP 比2.7%の黒字から2025年には対 GDP 比14.3%の赤字へと急転直下の勢いで赤字国へと転落し、対外債務の累積残高は GDP の109%となる。

- D. 国民の負担率は2025年には70%をオーバーする。国民負担率というのは租税負担率と社会保障負担率と財政赤字を払うための国民の負担率（公債の発行による借金の付けは、結局将来の国民が一般歳出という税金の形で支払わざるを得ず、実質的に国民の負担になることに鑑み、これを公債累積残高から逆算した負担率）の合計であるが、これが70%を超えるということは、「働いてもその収入が殆ど自分の懐に入らない」ということを意味する。

このような将来予測に基づいて、平成8年12月19日に「財政健全化目標」が閣議決定することにより平成9年度を財政構造改革元年と位置付け、次いで平成9年1月21日に、橋本内閣総理大臣を議長とする財政構造改革会議が発足し、同年3月18日に橋本総理大臣より「財政構造改革5原則」が提示され、同年6月3日に「財政構造改革の推進方策」が閣議決定され、そして同年11月28日に「財政構造改革の推進に関する特別措置法（財政構造改革法）が成立するに至った。41条の条文から成る財政構造改革法は次の5点に要約される。

- ① 平成15年度（2003年度）までに一会計年度の国及び地方の財政赤字の対 GDP 比率を3%にまで圧縮し、赤字国際の発行額をゼロにする。
- ② 20世紀中の3年間を「集中改革期間」とする。そのために、歳出の改革と縮減については「一切の聖域なし」とし、「集中改革期間」中においては、主要な経費について具体的な量的縮減目標を定める。
- ③ 当面の平成10年度予算においては、政策的経費である一般歳出

を対9年度比マイナスとする。

④ あらゆる長期計画（公共投資基本計画など）について、その大幅な縮減を行う。歳出を伴う新たな長期計画は作成しない。

⑤ 国民負担率（財政赤字を含む）が50%を超えない財政運営を行う。

(ロ) ところが、財政改革法がスタートを切った直後からバブル経済の付けが集中的に爆発するような形で日本は戦後最大の経済不況に陥ったことから、財政改革法が目指した改革のスキームは採用できないような状態になり、経済を活性化するための大幅な財政出動を含む経済運営が求められることになった。現在の深刻な経済不況は一義的には、経済活動に対する血液を供給すべき金融機関の混乱ないし破綻という国内要因に起因するものであるが、その外に、タイの通貨であるバーツの下落が引き金となって多数の国に通貨危機と経済の停滞・混乱が発生し、これが貿易大国である日本に追い打ちを掛けている状態となり、この反動が世界各国に及んで日本の迅速な景気回復を世界各国から要請されるという複雑な状況になっている。

しかしながら、財政構造改革法が目指した借金財政から脱却して財政運営が活力と軌道力を復活するという基本方針は、将来の日本が「日本経済破綻のシナリオ」に描かれた軌跡を歩むことのないようにするための喫緊の課題である。借金財政からの脱却なくして日本経済の長期的な発展はないといえることができる。

(イ) このようにして、日本の財政の目標は国内経済を早急安定軌道に乗せ、それを踏み台にして危機的な財政状況を克服することにより、国民の福祉を図るといえることが最大の課題である。

#### ロ. 対外的観点からの財政

(イ) しかしながら、グローバル化、更にはボーダーレス化が極度に進んで、国と国との関係が緊密になり、日本経済の動向が国際経済の動向に深くヒルトインされている現在においては、一人国内問題の解決に

奔走する財政運営はもはや許されない。

世界経済、なかんずく発展途上国の円滑な経済発展を導く財政運営が益々必要になってきている。借金財政に悩んでいる日本の財政に外国のことを心配する余裕があるのかという議論も聞かれるが、現在の日本が置かれている状況は世界経済の発展に貢献する財政運営は日本の大きな責任になっていると考えなければならない。

- (ロ) なお、世界に目を向けた財政運営は、資源を外国に依存した市場の多くを外国に依存している日本の経済構造からいって、外国の経済発展なくして日本の経済発展はあり得ないということから考えても、外国の財政需要を十分に分析して外国が真に必要としている資金の提供、技術やサービスの提供であることが必要である。

例えばかつて、それなりの理由に応じて実施された、タイド・ローンのような相手国の経済発展というよりも基本的部分において日本企業を利するような近視眼的な経済協力のような財政運営は、今の段階では許されないであろう。

- (4) 戦後の日本の財政の歩み（昭和21年から平成8年の財政構造改革元年まで）

以上、これまで経験をしなかったスピードと規模、及び多様性の中で国際化が進んでいる現在、これまでとは視点を異にした財政面からの対応が必要になっていることを述べてきた。

ところで、どのような新事態に立ち向かうにせよ、実効的な対策を講じるためには過去の歴史を十分押さえ、その教訓に学ぶ必要がある。

特に、我が国の場合には長らく続いた鎖国政策が、外国の力によって強引に開国される形で日本と先進各国との大きな乖離の存在という実情を知るに至り、その後、約百数十年の短期間に先進諸国にキャッチアップするための努力を政府主導によって鋭意進められた経緯があり、そしてその結果、紆余曲折と試行錯誤があったにせよ、時宜に応じた財政出動と保護的行政が比較的順調にワークして短期間の内に先進諸国に比肩する状況にな

るとともに、領域によっては海外に対して貢献する役割を期待されるころまできた。

その背景には、長期間をかけて民間サイドに自らを改革し推進力を蓄えていく時間的余裕がなかったということが我が国の特徴としてあるが、これが後になって「護送船団方式」と呼ばれて議論され、批判もされる原因となったものである。

今後の財政にはこの方式はもはや許されない状況になっている。政府が数々の許認可権や厳しい規制を手段とし、政府が企画し、財政力にものを言わせてこれを推進してきた従来の形態を急角度で方向転換し、民間の自主的な活力を発揮させるための規制緩和を基本に置いた環境整備と、いざと言う場合に効果的なカンフル注射を打って民間自ら再生・自活力を生み出すための方向に向かわざるを得ないと考えられる。いわゆる丸抱えの財政運営は過去のものとしてスタートする認識が必要である。

このような観点から、我が国が第二次世界大戦後の荒廃した時代から現在の経済大国に至るまでの、日本財政の役割を振り返っておくことは重要である。

また、歴史上、政府主導で日本の先進諸国へのキャッチアップへの努力が行われたことから、「官高民低」或いは「お上意識」の意識が民のサイドにも余り抵抗感がない状況で定着している面が多分に存在する。

このことは、市民革命、産業革命が民間主導の形で行われ、その中で民間自らが国の将来を変革していく力を蓄えてきた欧米各国との大きな相違である。

日本の今後の主役・牽引車の役割が民間に求められることに鑑み、民間サイドの意識の改革が必要であり、この意味からも過去の財政運営の軌跡を振り返っておくことも必要であると考えられる。

〔戦後の財政（昭和21年以降）〕

イ．敗戦からの再建と悪性インフレの時期（昭和21年～昭和26年）

(イ) 第二次大戦は、日本が外国との戦争で惨敗したはじめての経験であり、国民は気力も方向感覚も失って茫然自失していた時代であったと  
 いてよい。このような状態にあって、政府の最大の課題は、生産力の  
 拡大による経済の再建であった。

そのために採用された措置が「傾斜生産方式（昭和22年）」である。同方式は、少ない資源を鉄鋼等の基幹産業に集中投入することにより、産業基礎資材の不足によるボトルネックを解消することであり、その方式を推進するに当たり価格差補給金制度と復興金融金庫制度が導入された。

(ロ) しかしながら、終戦処理のための財政拡大や復興金融金庫の原資調達のための復金債の日銀引受け等の再建策はインフレを昂進させ、このことが国民生活を破壊的状态に置くほか、再建策そのものの大きな足枷になることとなった。

このような事態に対処するために、昭和24年に次の内容のドッジ・ラインが導入された。

- ① 為替レートについて：1ドル360円の単一為替レートを採用するとともに、価格差補給金を漸減し、復興金融金庫による新規貸出を停止するとともに見返資金を設置すること。
- ② 財政について：昭和22年以降採用されることとなった均衡予算政策の対象を拡大して、一般会計のほか特別会計、政府関係機関にまで適用することにより、財政全体の収支均衡を図ること。

なお、歳入面については、昭和25年度にシャープ使節団の来日によるシャープ税制改革が行われ、これが日本のその後の税体系を基本的に形作る役割を果たした。

ロ. 経済自立化への時期（昭和26年～昭和30年）

ドッジ・ラインの財政引締め政策の導入は急速にインフレを収束させる効果をもたらしたが、他方で、「安定恐慌」ともいうべきデフレ不況を引き起こした。

この景気の後退は、朝鮮戦争の「特需景気」で一時的な回復をみせるが、昭和26年の朝鮮戦争の休戦と世界景気の全体的後退のもとで、再び国内景気は後退局面に入った。

そこで、昭和27年度の補正予算以降は総合収支の均衡という考え方を放棄して景気拡大を目的に捉えるとともに、財政投融资面では日本開発銀行等の設置により、資金供給ルートの多様化と資金量の増大が図られた。

その結果、国内経済が上昇に転じる反面で国際収支は悪化するという状況がでてきたために、金融の引締めによって国内景気の過熱を抑制し、国際収支の改善を図るという財政運営が行われた。この時期は我が国が経済自立に向けての足固めをする力をつけるに至ったと評価される時期である。

#### ハ．高度成長期（昭和30年～昭和40年）

昭和20年代後半で自立力を保有するに至った我が国経済は、昭和30年に入って漸く敗戦の後遺症から抜け出し、「神武景気」と呼ばれる好況を現出した。高度経済成長の軌道に乗った自信は、昭和31年経済白書をして、「もはや戦後ではない」と言わしめることになった。

この時期は、公共事業、社会保障の充実策による財政需要は拡大したが、その財源は高度経済成長に支えられた税の自然増収で十分賄われ、一般会計における均衡財政原則は堅持された。また、連年減税が行われて租税負担率も19%前後で推移するという状況にあった。

また、この時代の財政収支状況を見ると、毎年剰余金が計上されるとともに、その額は景気循環とともに変動するというカーブを描いており、景気安定上、「ビルト・イン・スタビライザー」としての機能を果たしていることが看取できる。

#### ニ．景気拡大の持続（昭和40年～昭和45年）

国際収支の悪化から昭和38年に引締め政策が採られたことから、その結果「40年不況」が発生し、税収不足を生じるに至った。そこで、昭和

40年度は、「歳入補てんのための公債発行を盛り込んだ補正予算」を組んで景気の下支えを行った。ここに財政は公債発行という政策手段を備えることになったことから、財政運営の弾力性が増し、景気調整機能は著しく強化されたとされる。公債政策の登場である。これにより、暫くの間厳守されていた均衡予算主義の枠組みから財政は開放され、「建設国債」を発行して積極的に有効需要の拡大を図るという財政運用がその後も継続して採用された。この建設国債の発行は民間需要を刺激して急速な経済発展を引き出し、昭和45年までの「いざなぎ景気」の原動力となった。

(注) 建設国債について

建設国債は、上記のように、不況政策の一貫として、政府の主導のもとに有効需要を創出しすることを大きな目的にしているが、理論的には次のような裏付けがされており、歳入欠陥を補うために発行されるいわゆる赤字国債に比較して、その発行は肯定的に理解され運用されてきた。

- ① 建設国債の発行によって得られる資金は、道路、住宅、上下水道、公園などの社会資本の建設や取得等に用途が限られている。ところで、これらの社会資本は将来長期にわたって存続するものであり、将来の世代に便益を与えるものである。
- ② このような場合は、その費用をどの世代に負担させるのが公平の観念に合致するかという「世代間の公平」にしたがって批判すると、道路などの社会資本が建設ないし取得された年の国民だけが、その費用の負担の全額を負担するのは不合理であり、その社会資本を利用して便益を享受することになる将来の世代にも負担させるのが合理的である。
- ③ この場合、その財源を公債の発行によって賄うこととすれば、公債の償還はその償還計画に基づいて将来の複数年間に分けて行われることになり、その支払い資金は支払い時の税金をもって当てられることになる関係上、その負担は将来の世代にかかることになる。
- ④ このような、財源負担に関する世代間の公平の考え方は「利用時負担の原則」と言われている。因みに、国の支出のあり方の基本原則を定めている財政法は、建設国債の発行による資金調達を禁じていない。いわゆる、「性質の良い公債・借金」という位置づけがされており、昭和41年の建設国債導入以来、途切れることなく発行がされている。



- ⑤ しかしながら、建設国債といっても、国の借金であることには間違いがなく、無軌道な発行は、公債費という形で、財政硬直化の原因になるから、真に必要な社会資本に絞って発行していくことが要求される。

平成10年度末の公債残高見積もり約279億円のうち、建設国債の残高見積もりは約178億円であり、63.8%のシェアを占めている。

#### ホ．安定成長・低成長への移行（昭和46年～昭和54年）

昭和45年夏ころから後退局面に入った日本経済は、昭和46年のニクソンショック、昭和48年10月に発生したOPEC諸国による原油価格の大幅引き上げが引き起こした「狂乱物価」、国際収支の大幅黒字に対する諸外国からの「内需拡大要請」等、国外要因によって財政運営が大きく変更を迫られる状況に見舞われた。このような中で、景気は下降曲線を歩み、昭和49年には戦後初のマイナス成長を記録するに至った。

日本経済は成長を見据えた安定成長を目指す財政運営を将来の課題にシなくてはならなくなったといえることができる。

このような低成長がもたらす税収不足は公債に財源を求める政策として定着した。

即ち、昭和50年予算において財政法の特別法である財政特例法を制定して、特例公債（赤字国債）に発行が認められたことから、経済の低成長化において、公債と財源とする経済の安定化を模索するという困難な課題に取り組まなくてはならない図式ができあがってきたといえる。

いずれにしても、このような国債依存の基本的性質は財政の弾力性を喪失し、後世に借金の付けをもたらすという大きな問題点を包含しており、その運用には時と規模と必要性を十分に分析・検討することが求められている。

#### ヘ．財政再建推進策（昭和55年～昭和+59年）

昭和54年の第2次石油危機が再び日本を直撃し、その結果財政状況が極端に悪化したことに伴い、昭和55年を「財政再建元年」とし、昭和59年度を特例公債脱却のタイムリミットとする積極的な財政改革が開始された。

益々困難性を強めている公債依存からの脱却が、本格的に取り組みられることになった最初の時期であるといえる。

なお、このような固い決意も、不況による税収不足などから、公債発行の減額は予定通り進行せず、昭和59年度の特例公債脱却の目標年度は平成2年度に先送りする一方で、予算編成のマイナスシーリングの設定、年金、医療保健制度の改革、地方財政改革や補助率の見直し、三公社の民営化等幅広い観点からの具体策が講じられた。

#### ト．プラザ合意以降の変動為替制度（昭和60年～平成2年）

昭和60年以降は公債発行の抑制を中心とする財政改革が進められる一方で、昭和50年代の高度経済成長で経済大国の地位を不動なものにした日本が国際的役割も大きくなったことを受けて、国際経済に配慮した財政運営が要求されることになった。

その、最たるものが昭和60年9月のプラザ合意であり、主要国間の対外不均衡を是正するための各国による協調政策が採られることになった。対立構造から協調関係に移行することによる国際経済の全体的発展が基本的な考え方として明確に意識されたということであり、国際経済にとって画期的な出来事であるといえることができる。

ところで、プラザ合意におけるドル高是政策で円の対ドルレートは急激に引き上げられることになり、この円高により我が国は輸出関連企業を中心に円高不況に襲われた。

しかしながら、このことは累次の経済対策、公定歩合を2.5%に引き下げる金融緩和策、円高経済を乗り切るための経済構造転換を進める起爆剤となり、個人消費、設備投資等の内需拡大による自律的な景気拡大をすることになった。このことは、さらに我が国経済に対する強気の期待感となって株式、土地の価格高騰現象を生み出し、いわゆる「バブル景気」につながった。その勢いは海外の土地購入や企業買収となって、一時「21世紀は日本の時代」といういわば日本脅威論、日本エコノミックアニマルの言葉さえ生み出し、平成2年度予算においては、15年にわ

たって特例公債（赤字国債）を財源としない編成をすることに成功した。

#### チ．バブル崩壊後の経済・財政運営（平成3年～平成8年）

平成3年になると、バブル経済が創出した膨大なストック調整等が課題となり、日本は調整局面を迎えることになった。続いて、「バブルの崩壊」「円高暴進」等の影響で、我が国経済は一転厳しい局面に向かうことになった。

しかしながら、調整局面の当初においては、政府の公定歩合の平成3年7月以降7次にわたる公定歩合の引下げ（平成5年9月現在で1.75%）、「総合経済対策（平成4年8月）」、「総合的な経済政策の推進について（平成5年4月）」、「緊急経済対策（平成5年9月）」、「総合経済対策（平成6年2月）」というような矢継ぎ早の経済対策により、これが、功を奏して、緩やかながら、我が国は回復基調で推移した。

ところが、平成7年1月の阪神・淡路大震災と同年3月以降の急激な為替変動により、景気は足踏み状態となったために、政府は「緊急円高・経済対策（平成7年4月）」、「緊急円高・経済対策の具体化・補強を図るための諸施設（平成7年6月）」、「経済対策―景気回復を確実にするため―（平成7年6月）」を決定して実施に移すとともに、平成9年9月には公定歩合を0.5%という過去最低の水準まで引き下げる措置をとった。

一方、大型で累次の財政出動は平成2年の赤字公債脱却の性向も束の間、平成3年以降、公債依存度が急激な上昇基調に代わり（平成8年度末28.8%）、公債残高も8年度末で241兆円見込みという天文学的数額になり、我が国は先進国中最悪の財政状態に陥ることになった。

### 3. ボーダーレス国際経済社会における財政の課題

#### (1) ブロック経済相互間の排他的競争関係がもたらす負の克服

イ．冷戦構造の終焉によって資本主義対共産主義という政治と経済が複合

した対立構造がなくなった段階において、東欧諸国及び中国等社会主義国を含めて、基本的に市場原理に立脚する経済体制が世界経済の流れとなったことから、経済における対立関係はより緩和されたものとなる環境が整えられたとあってよい。

ところが、パクス・アメリカナ時代に見せたアメリカの群を抜く力が相対的に弱くなったこともあり、世界経済は地域ブロック経済を形成することによって、自己のブロック経済内での利益と繁栄を図ることとなった。地理的状況、人種、歴史等の面で共通項を持つ複数の国または地域がブロックを形成することがメンバー国の力を付けることにつながることは間違いなく、そのこと自体を否定する必要はない。1999年早々にスタートするヨーロッパ連合（EU）の壮大な実験はEU全体のダイナミズムを増大させ、メンバー国が多額のメリットを享受することはほぼ約束されているとあってよい。

しかしながら、例えばEU 連合構想の理由が、アメリカと日本の両国で世界全体の40%に及ぶGDPを有して経済的優位に立っていること、東アジア及び東南アジアが世界の成長センターとして高い経済成長を続けているのに反比例して、欧州国家の相対的地位が縮小・低下していることに危機感を抱き、これに対抗するためにヨーロッパ各国の力を結集しようとしたことにあることが示しているように、ブロック経済は排他的性格を基本的・内圧的に有している。そして、この排他的関係が強くなる場合には、人的・物的資源の有効・最適配分を阻害することになる。これが、経済戦争状態に発展する場合には、そこに発生する損失が額的に極めて大きいだけでなく、文化遺産の消失など取り返しのきかないものであることは、歴史が教える教訓である。

ロ. この1990年代の前半から、世界各国を覆った地域統合の波を、更に分析すると地域統合の現象が起こったのは今回が始めてではなく、1950年代及び1960年代にも起こっている。しかしながら、今回の第二波の地域統合は冷戦体制の二極構造が壊れた後の過程を踏まえて推進されている

ものであり、前回の地域統合と比較して幾つかの相違点を持っている。

即ち、第二波の地域統合の特徴は、先進国同志、開発途上国同志のものも存在するが、その主流は先進国と開発途上国が共にメンバーとなっていることが特徴である。資源の共同活用、技術面のより自由な交流の達成が大きな目的になってきたものと考えられる。

また、数カ国で構成される小さな地域統合もあるが、先に触れたEU、APECや現在形勢過程にある米州自由貿易圏（FTAA：メルコスールの枠を拡大して南米全体をその構成メンバーにしようというもの）等のように、巨大な地域統合の枠組みが形成されつつある。規模のメリットを目指すものと考えられる。

現在の地域統合の意義は、関税などの国境措置を取り払い、域内の貿易・投資の自由化を進めることにあるが、より重要なことは、国ごとに異なるさまざまな制度や基準を緩和して、地域に共通のルールを作ることにある。そのことによって、企業のスムーズな活動の範囲を広げ、そして域内に外からの投資等を誘導して生産力を高め、それを梃子にして輸出などの経済活動を高めようというものである。

現在の地域統合は、欧州連合（EU）の構想に典型的に見られるように、貿易・投資の自由化だけでなく、地域統合の枠内で、さまざまな経済協力（通貨協力、開発協力）が行われ、更に安全保障協力すら行われるようになってきている。いわば、基本的には経済基盤を強化することを底辺に置きながら、政治・外交を含む複合的な統治のメカニズムの形成が行われているといえることができる。

ハ、そこで、欲すると欲せざるを問わず、「必然的にグローバル化していく世界経済」と「益々小さくなっていく国家」の関係にあって重要なことは、この地域統合が、内向きの性格を強めて紛争の種になるか、或いは、地域統合が外に向けても開かれたものとなり、世界の調整機能作用が必要となる場合の積極的な核となりうるかどうかということである。

そのような観点から、このような地域統合において、グローバル化を

視点においてそれに積極的に貢献するルールを如何にして策定するかが重要である。

端的に言えば、後述するように、WTO、OECD等の国際機関がグローバル化に向けての調整作業を行おうとする場合に、これらの地域統合がどのような対応ができるかである。

グローバル化の波に対応しないで活力ある将来像が描けない日本にとっては、この地域統合への的確な対応は日本にとって必須の課題であるといえることができる。

また、地域ブロック経済のデメリットを抑制するための方策とその方策を推進するための主要先進国の積極的な役割分担（協力）と費用分担についての合理的な枠組み作りが必要である。

## (2) 経済協力・経済援助の在り方について

現在のように、世界各国の経済状態が即座に他の国や地域に影響を及ぼすまでに、相互に密接・輻輳的に関連しあっている状況のもとにおいては、次のことを念頭に置いて効果的な経済協力を行っていく必要がある。

純理論的に考えれば、社会のグローバル化ないしボーダーレス化は、物やサービスや情報の往来を通じて自然に均質社会へと昇華していくはずである。しかしながら、それまでに存在した国力や考え方や文化の差は、そのままに放置しておくならば新たな支配と被支配、富裕層と貧困層の関係等を生むことになる。そのような結果を未然に防ぐのは各国間の経済協力と充実度を増している国際機関の新たな対応であろう。

### イ. 経済未発展国が経済先進国に与える負の影響の克服

かつてのように、各々の国が独立して経済活動が行われていた場合には、経済的未発展国ないし貧困国の存在が国際経済に与える影響は比較的少なかったといえる。

ところが、経済規模が拡大して有限の人的・物的資源の有効活用が更なる発展の重要な要件となった現在、経済的未発展国ないし貧困国の存在は大きなマイナス要因となる。

特に、経済未発展国が物的資源国であること及び人口の構成割合が大きいことが通常であるだけに、このことが資源の有効活用面でマイナスに作用する点は大である。

したがって、先進国側からの積極的な援助と協力により経済未発展国の浮揚策と自立化のための海外援助が効果的に行われることが必要である。

#### ロ．少資源国家と資源大国とのマイナスの競争の克服

資源大国が、その資源の発掘技術が未熟のために、これを円滑に少資源国家に提供することができず、加えて資源提供の拒否ないし価格の高騰策を以て対外的対立の道具とする場合には、これが経済発展にマイナスに働く点は大い。

オイルショックや石油輸出の削減を以て自国の主張を通す手段としたことが、世界経済の混乱を招いたことは記憶に新しい。

少資源国と資源大国の円滑な協力関係と資源大国の資源の自力発掘及び自力で付加価値を高めるような対策が必要である。

#### ハ．技術小国と技術大国の乖離の克服

技術面での乖離が支配と被支配、富の偏在による貧困国と富裕国の関係を生み出し、これが非生産的な対立関係を発生させることになる。上記(ロ)といわば裏腹の関係にあるが、優秀な技術が確立していれば資源国はその加工・商品化を通じて自国の経済を浮揚させ、世界全体の富と豊かさのパイを拡大させる優位な地位にあるはずであるが、資源国が往々にして小技術国であるところに問題の所在があるものと考えられる。

#### 二．情報の偏在の克服

現在は極度に進んだ情報化社会である。アメリカの著名な経済学者であるアービン・トフラーが、将来の国際社会をリードする国は情報戦争に勝利した国であると喝破しているように、現在のコンピューターライゼーションの飛躍的な発展と、幾つとなく打ち上げられている宇宙衛星の存在は、一時の休みもなく情報をして世界を駆けめぐらせている。

このような状況で、如何に重要な情報を早くキャッチしてこれを分析し、如何に迅速に必要な部署に伝達して有効な戦略に組み込むことができるかは国力を左右するものであるといっても過言ではない。そのような認識があるからこそ、先進各国はし烈な競争の中で情報革命に取り組んでいるという実態がある。しかしながら、本来、情報は広く共有・活用され、最も必要としている場所に潤沢に供給されるのが理想である。情報の偏在と停滞は無用な対立と誤った活用による悲劇を生むことにもなりかねない。

情報の共有・活用を促進するようなルール作りを含む対策が必要である。

#### 4. ボーダーレス社会の健全発展のための対策

##### (1) グローバル活動に貢献する地域統合の構築—新しいシステムとしての地域統合

イ. 前にも触れたように、地域統合にはその創設目的と影響面からみるとき二つの形態に分けられる。

その一つは排他的な国家主義に基づくものであり、その典型は、時代は逆上るが、ドイツのナチス経済圏、日本の大東亜共栄圏、英連邦などである。これらの地域統合が形成された理由は、いわゆる覇権国が自国内での自給自足体制の破綻からの突破口として、周辺国を取り込んで、地域内での経済的自給自足圏を形成し、これによって国際政治において威力を振るおうとするものであった。したがって、地域内で支配する原理は構成国間の自由で平等な関係はなく、覇権国がその判断に基づき一方的に力によって取り仕切る関係であった。その結果、外に対しても閉鎖的、排他的、攻撃的であった。そこで、この時代の世界経済は地域統合の政治的境界によって制約され、供給は価格に対して非弾力的とならざるを得なかった。そのことから、域内における経済成長を達成しようと考えれば必然的に生存圏の拡大が必要となり、領土拡大戦争に帰結す



ることになったわけである。

その二つは、冷戦後の地域統合である。この段階での地域統合は構成国の利害と合意に基づいて形成されるものであることに特徴がある。そして、その活動の形態としては、域内貿易の拡大と域内投資受入れの増大が顕著となり、必要に応じて域外との交流も活発に進められることになった。

しかしながら、この冷戦後の地域統合にも、域内経済と域外経済を差別するという二面性があることに留意しなければならない。これを地域統合の自然の原理が赴くままに放っておくならば、対外的共通関税を設けたり、恣意的な原産地規制の適用が行われたり、特定ノウハウの阻止を抑制するなどの貿易・投資活動を歪曲する方向に走る可能性は十分にある。それは、グローバル化が進む世界経済に逆行するものであり、さまざまな問題を起す原因である。

この地域統合が持つ二面性のうち、域外に対して差別を設定する「域外差別化」というネガティブな面を排除して、地域統合は世界経済が全体として調和ある発展をするための核的存在、中継基地的存在であるといういわば「開かれた地域統合」に昇華することにより、グローバル経済に貢献しなければならない。

このような、「開かれた地域統合」の考え方は、特定の地域統合自身の中でも模索されており、具体的には、アジア太平洋地域の地域統合を求める動きの中で表明され、APECはそのことを理念として発足した。その外の各地域統合もこのような理念のもとに・重層的・多層的な連携を強くする方法により活動をすることが必要である。

ロ. しかしながら、「開かれた地域統合」という概念そのものが相矛盾する側面を内在しており、地域統合内の利害と世界全体の利害が対峙する局面においては、地域統合内の利害が戦略等を練る上で優先されるのは自然の理であり、限界があるといわなくてはならない。

そこで、冷戦後の地域統合の利害をグローバルな観点から、自由で活

発な貿易、投資その他の交流を促進し調整する第三者機関として登場した世界貿易機構（WTO）の役割が全世界によって認識され、その活動を各国が押し上げていく意識的な努力が必要である。

言うまでもなく、WTOの前身は1947年にジュネーブで設立された「関税と貿易に関する一般協定（GATT）」である。GATTはその設立以来、種々の制約にもかかわらず、世界貿易秩序の維持のために大きな貢献をしたが、1995年1月1日のWTO協定の発足とともに、実質上WTOに吸収され、発展的に解消したものである。

WTOの守備範囲はGATTに比較してはるかに大きい。

第一に、伝統的な分野である物品の貿易について設けられた、農業協定（農産物輸入の自由化及び関税システム）やセーフ・ガード協定（輸出自主規制の禁止）等は従来存在しなかったものである。

第二に、「サービス貿易協定」、「知的所有権の貿易関連側面に関する協定」、「貿易関連投資措置協定」等、GATTの正式な守備範囲になかったものが盛り込まれることになった。

サービス及び知的所有権については、いわば「将来の資産」として益々経済取引の対象となることが予想されるものであり、その関連協定が設けられたことは、特に大きな意味を有するものと考えられる。

そして、第三が、紛争解決に関する手続が設けられたことである。

その概要は、①加盟国間に紛争が発生した場合には、当時国の協議を経てもこれが整わない場合には、原告国がWTOに設けられている紛争解決機関（DSB）に提訴する、②DSBはネガティブ・コンセンサス方式（全員一致で反対しない限り案件は可決する）のパネル（3人～5人の専門家で構成する紛争処理委員会）を設置する、③パネルは調査の上、DSBに対して、被告国の慣行がWTOの関連協定に違反するか否かについての報告書を提出する、④DSBはネガティブ・コンセンサス方式で報告書を採択する、⑤パネルの報告書が被告国の慣行が協定違反であるとする内容であるときは、当該被告国は上訴委員会に上訴でき

る、⑥上訴委員会の緒報告書は DBS に提出され、DBS は同じくネガティブ・コンセンサス方式で報告書の採否を決定するというものである。

この紛争解決手続の画期的な点として、次の2点があげられる。その一つは採決がネガティブ・コンセンサス方式で行われることである。その二つは、解決の方法が従来の GATT の下に置ける方法とは異なって、「政治的解決方式」ではなく「司法的解決方式」に移行したことがある。

国連安全保証理事会における議決の採択方式が、それはそれとして理由があるとしても、拒否権の発動によって案件が解決をみず、大国間の政治問題と化して有効な打開策が打ち出せないことが散見される現実とは大きな対照なすものである。

このように、WTO は現在のグローバル化が激しい国際経済社会において、守備範囲においても実行上の手続き面においても、大きな力を持つ機関として誕生した。

但し、そのような力を持った機関であるとしても、その意思決定の効力は未加盟国には及ばない。また、加盟国であっても、その決議には国際条理の精神のもとに遵守するという決意を欠いては十分な成果を望むことはできない。

日本は、多くの資源を外国に依存し、市場も海外に負うところが極めて大きいという状況にあり、自由で活発な国際貿易・国際交流から得るところが、最も大きい国の代表である。世界経済から孤立した日本経済はあり得ない。

今後 WTO の取り組むべき問題の大きなものは、競争政策、環境基準、労働・社会保証制度等の調和を導くことである。これらの問題は日本が正に抱えている問題であり、環境基準等はその解決策を提示すべき先進国立場にある。

日本としては、このような問題を世界的規模で論ずるとともに、人的

・財政的側面から、WTO が十分にその機能を発揮するように指導的立場で行動する必要があるとともに、その資格と力を十分に有していると考ええる。

## (2) 世界の発展に貢献する経済協力

### イ. 我が国の経済協力の現状

(イ) 経済協力とは、開発途上国の経済的・社会的な開発、或いは福祉の向上を目的とした資金及び技術の流れ指している。そして、その形態は公的資金によるものと民間資金によるもの（PF）とに大別され、更に公的資金によるものは政府開発援助（ODA）とその他の政府資金（OOF）の三つに分類される。

1996年現在でその構成比をみると、ODA が24.1%、OOF が4.2%、PF が71.7%とになっている。

ところで、経済援助の内容は、経済協力に足る規模とその質の両面から判断されるといってよい。

因みに、無償資金協力、技術協力、直接借款及び国際機関に対する出資・拠出等をその中身とする ODA は次の 3 条件を満たすような資金供与をいうものとされている。

- ① 政府機関ないしその実施機関により、開発途上国及び国際機関に対して供与されるものであること。
- ② 開発途上国の経済開発及び福祉の向上に寄与するものであること。
- ③ 供与条件がグラント・エレメント25%以上のものであること。

(注) グラント・エレメントとは、援助における条件のソフト程度を示す指標であり、援助額の額面価値から、将来の元本償還及び利子支払額を合わせた合計額の割引現在価値（標準割引率10%）を差し引いて算出される。アンタイト比率（ODA のうち資材やサービスの調達先が援助圏に限定されない割合）とならんで援助資金の中身を決定する重要な要素である。

(ロ) ODA の実績を支出純額ベースでみると、1991年以来1996年まで連続 6 年で DAC（経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会）

中、第1位を占めているほか、伸び率においても1995年まではDACの平均を上回っていた。

たまたま1996年は前年対比は為替レートの円安や国際機関に対する拠出時期の狭間になったというような特殊要因から、ODA供与額が34.9%の大幅減少になっているが、世界第一の経済協力国であることには間違いがない。

#### (ハ) 我が国の経済協力の具体的形態

##### A. 有償資金協力（円借款）

有償資金協力とは、開発途上国に対して経済開発等を目的として、低利の長期資金を貸し付けるものであり、大規模な開発資金需要に応じることができうえ、元利返済義務を課すことによって、被援助国の将来の経済発展に向けた自助努力を促す性格を持つことに特徴がある。我が国の有償資金協力の対象は、運輸・発電分野等「経済インフラ部門」を中心に、灌漑などの農業分野、上下水道整備や医療、教育等の「社会インフラ」など多様な分野に向けられている。

##### B. 無償資金協力

無償資金協力は、被援助国に返済義務を課さずに資金を供与するものであり、基礎生活分野や人づくり分野を中心として開発途上国のさまざまなニーズに応えることを目的にしている。この分野の協力には、一般無償援助、災害緊急援助、食料援助があり、最近では環境分野への協力も積極化している。

##### C. 技術協力

技術協力は、開発途上国の人材育成及び我が国と開発途上国との相互理解・親善の深化を主たる目的としており、豊富な我が国の技術力に鑑み、一層の充実が期待される分野である。

政府ベースの技術協力は国際協力事業団（JICA）を中心に行われており、研修員の受入れ、専門家の派遣、機材の供与、及びこの

3者を組み合わせた「プロジェクト方式技術協力」、更には開発調査（フィージビリティ・スタディー）、海外青年協力隊の派遣等メニューは豊富である。

ロ．我が国の経済協力の在り方

(イ) 上記イ．に見たように、我が国の海外協力についてみると、ODAの供与額は世界第一位の実績を誇っており、また経済協力の形態も有償資金協力、無償資金協力、技術協力と広範囲に及んでおり、そのメニューも豊富である。

そこで、次に問題になるのが経済協力の質の問題である。

ODAの質の問題については、グランド・エレメント及び贈与比率（ODA全体に占める贈与部分の割合）は、我が国の援助が発展途上国の発展段階に応じて返済義務を伴う借金を有効に活用する借款政策をとっていることを反映して、他のDAC加盟国に比べて最も低位にあるが、援助の透明性を示すアンタイド比率についてみると、1994年時点では他のDAC加盟国に比較して上位に位置している。因みに、我が国にとって輸出の振興が重要な施策であった1970年代の借款は、借款を受けた国がその資金をもって我が国の企業に工事発注をしたり我が国の製品を買い付けることが暗黙の条件にされていた。

(ロ) ところで、経済協力については、ODAであれば一般的にはグランド・エレメント、贈与比率及びアンタイド比率が共に高いことが質の高さを保証するように考えられる。

しかしながら、被援助国といっても様々な状況と発展段階にあり、そのような発展段階に応じた内容であることが大事である。一括りの被援助国として同様の援助内容であることには問題がある。単に援助するというのではなく、中長期的に相手国の経済自立のための力を喚起するものであることが必要であると考えられる。

そのような観点から、我が国の有償援助資金協力が、発展度合いが相当程度に進んでいる国を対象にして、その自助努力を促す形で行わ

れており、その結果がグランド・エレメントが低位にあるということであればこれを否定する必要はないものと考えられる。海外援助や海外協力はそれ自体に目的があるのではなく、相手国を非援助国の立場から脱却させることにあるとの立場を明確にしておく必要がある。

したがって、被援助国においても、援助を受けることに慣れて、これを自活の糧にする気概を失う結果になってはならない。

アンタイドローンについては、先に述べたとおりである。

また、援助や協力の目的が相手国の力の発揚にあることからすれば、援助のあり方も資金援助だけではなく、技術大国としての地位を確立している我が国の技術協力とも有機的にミックスしたものであることが必要である。

更に、我が国の民間による海外協力の占める地位も重要であり、資金協力の他医療、農業等の分野でも高く評価されている。

ところで、技術協力を中心にして、人の派遣による協力が更に広がって成果を上げるためには、派遣された人の現地における安全の確保については十分な対策が不可欠である。

#### ハ。「新開発戦略」の推進

上述のように、現在の海外に対する経済協力は利己的なものであってはならず、いわば利他的なものであって、被援助国が自立し、やがては他の先進国と肩を並べて、それぞれの国が保有する資源的、地理的、技術的、人的等のメリットを十分発揮して地球規模の発展を導く担い手とすることを目的とすべきものである。それが、援助国の側からみれば海外援助における財政の効率的な運用にもつながるものでもあったと考えられる。

その意味で、1996年5月にDACが採択した「新開発戦略（21世紀に向けて：開発協力を通じた貢献）」は、今後の海外援助の方向を示すものとして重要である。

即ち、新開発戦略は、過去50年間の各国の援助実績を踏まえ、「望ま

しい国際社会のためには『人間中心の開発』、即ち、開発の目的を個々の人間の生活の向上に当てること、そしてその実現のために第一義的に責任を有する途上国の自助努力と、それを支持する先進国との連体が必要である」と提唱するとともに、「貧困人口の半減や初等教育の普及率の向上」など、具体的な目標を掲げている。

(3) 資源国が付加価値製品の輸出力を付けるための海外援助（資源の世界的な共有と有効活用）

以下は上記(2)の経済協力に関係することであるが、資源の偏在が国際経済の発展に及ぼす影響が大であることに鑑み、改めて項を起こして述べることにしたい。

資源大国は往々にして経済未発展国であるケースが多い。これらの国が真に活力ある経済運営をすることができるためには、資源を生そのまま輸出するのではなく付加価値を付けた製品として輸出する技術をつけることが必要である。経済未発展国がこのような技術力を持つために日本としては積極的な援助及び協力を展開すべきである。

そのことが、資源大国からの資源の輸出の促進を刺激し、資源の有効活用に貢献することに結果するものと考えられる。

例えば、多くの鉱物資源を有しているアフリカ諸国から、その鉱物資源を生そのまま高い輸送コストをかけて日本に輸入し、これに加工を加えて改めてアフリカ諸国や他の国に輸出するという従来の形態は非合理である。アフリカ諸国が加工技術を有しておれば往復の輸送というロスを省くことができるのである。そのことはアフリカ諸国の経済発展に寄与するというだけに止まらない。日本としても付加価値の付けられたものを素材にしてより高度な段階から製造工程に入ることによって、より高付加価値の製品等を生産できることにつながり、世界全体の富のパイが拡大することにも結果するものである。

グローバル化した経済社会においては、産業分野において各国間の棲み分けを考えることも必要ではないかと考えられる。



先進工業国が資源の掘削の段階から最終製品の生産と販売まで行うことは、経済未発展国の産業参入機会を不当に奪うものであり、現代社会の実状に鑑み、合理的な生産形態とはいえない。

このようなことに関連して、京セラ名誉会長の稲盛和夫氏はその著書「日本への提言」において次のように提言しておられる。

『『追いつけ追い越せ』と経済力の増強だけに努め、世界の国々に優越しようとする時代は既に終わっている。巨大な経済大国となった日本はかつてアメリカがそうであったように、開発発展途上国に広範な援助の手を差し伸べるべきである。また、著しい発展を遂げつつあるアジアとアメリカとの間に立って、政治・経済および文化の面で架け橋となるべきである。さらに、アメリカと協力し合って、エネルギーや環境問題など世界に残された多くの問題解決に貢献していくべきである。そのためには、私たち日本人が国際社会において、表面的な損得や勝ち負けにこだわることなく、寛容で、思いやりに満ちた考え方ができるようにならなくてはならない。』

#### (4) ケインズ主義とサプライサイド経済学

資本主義社会は景気と不景気を反復継続しながら、傾向的拡大の軌跡をたどってきたものであるが、1930年代の大恐慌の打撃はこの資本主義に対する信頼を打ち砕くほどに甚大なものであった。

この大不況の経験を契機にして、財政が総需要を調節して景気の安定を図るべきであるというのがケインズ主義であるが、第2次世界大戦後の4分の1世紀は財政思想と財政政策の両面においてこのケインズ主義が次第に影響力を次第に強まっていた時期であったといえることができる。

その背景には、戦後の資本主義が需要水準の上昇に支えられてかつてない高度の経済成長を達成したという事実があり、そのことが需要を重視するケインズ主義の権威と成果を強固なものにしたとされている。

ケインズ主義に立脚する経済・財政政策としては、ニューディール政策のほか、ケネディー大統領の提案に基づいて1964年に実施された大規模な

減税、いわゆるケネディー減税が上げられている。この政策は、「大型の減税によって、当面赤字財政は拡大されることになるが、それを財源とする需要水準の拡大が経済の拡張を促進し、雇用水準を上昇させ、それを通じて結局は財政収支の均衡回復をも可能にするというニュー・エコノミックの診断と処方箋によってしたがって実施されたものである」とされるが、実際にも大きな成果をあげ、マズグレイブによって「轟きわたる成功を収めた」と評価されるものであった。

ところが、第1次石油危機の頃を境とする「高度成長経済の時代から低成長経済時代への移行」とともに、ケインズ経済学は急速に権威を失い、ケインズ主義の影響力は急激に縮小することになった。

その直接の契機・原因はスタグフレーションの発生に求められている。即ち、激しいインフレーションと厳しい不況の同時発生、同時進行という前例のない事態に直面して、需要管理を基本的な手段とするケインズ主義は事態改善のための有効な処方箋を提供することができなかったということである。

具体的には、需要拡大政策をとれば益々インフレーションを昂進させ、逆に需要抑制策をとれば益々不況を強めるというジレンマに陥ってしまうという事態に立ち至ったわけである。

このような状況を背景にして反ケインズ主義を共通の特徴とする新しい経済学を輩出させることとなり、その代表格がサプライサイド経済学の台頭である。

サプライサイド経済学はケインズの需要重視とは反対に供給を重視する立場に立っている。ケインズ以前の経済学は永年にわたって「供給はそれ自らで需要を作りだす」という「セーの法則 ( Say's Law )」を前提とし、「供給があれば需要はそれに付随して自ずから生じるのであり、大切なのは供給であって需要ではない」という理論であった。

この理論はケインズによって激しく攻撃され、否定されるという運命をたどることになったが、経済環境の変化の中で状況が変化し、サプライサ

イド経済学は一度否定されたこの「セーの法則」を復活させ、その現代版として登場してきたという評価付けがされている。

サプライサイド経済学の特徴は、同経済学が台頭を始めた当時の「労働生産性上昇率の低下と失業の増大」という喫緊の問題を解決するために、同問題の原因は「社会保障制度の過度の拡充と累進課税制度の強化」にあるという分析に基づいて理論展開をしたことにある。このことは「社会保障制度の充実は無駄なくとも生活できる怠け者天国を出現させ、累進課税制度と相まって労働意欲を低下させ、失業を増大させる。更に、累進課税制度は貯蓄を減少させ、それによって投資と新技術の発展を妨げるものであり、このことも労働生産性上昇率を低下させる。それ故に、労働生産性を高め、失業を減少させるためには社会保障制度の行き過ぎを改め、累進課税制度を緩和することが必要であり、それによって労働意欲を喚起し貯蓄を増大させなければならない」と主張する学説である。

考えるに、このケインズ主義とサプライサイド経済学の関係はどちらが正しいかという性質のものではなく、その時々置かれた経済情勢の下での問題点を解決する上での処方箋としてどちらが高い治療的効果を発揮するかという観点から評価すべきものと考えられる。

因みに現在の経済状況は、ケインズ主義が解決しようとした問題点とサプライサイド経済学が立ち向かった問題点を複合的にはらんでおり、更にそれぞれの国の発展状況や具体的状況によっても、事情は大きく異なっている。

現在のグローバル・ボーダーレス国際経済の中では、一国の負の経済要因は短期間で他の国の経済情勢のマイナス要因として伝搬することに鑑み、いわば総合治療が要求される場所、その状況に応じてケインズ主義の処方箋とサプライサイド経済学の処方箋をミックスしていく必要があるのではないかと考えられる。

#### (5) 需要の創出と供給の拡大の関係

前述のように、総じて世界経済は下降曲線を描いており、程度の差はあ

るが危機的状況にあるといえるが、その状況は国や地域によって異なっている。

これを需要と供給の関係を中心に、我が日本についてみると次のように整理される。

イ．需要は極端に冷え込んでいる。その程度は物やサービスを生産しても消費されず、その結果、在庫率が高まり在庫期間が長期化し、そのことが生産高の圧縮と投資の手控えという状況を呈するにまで至っている。それに応じてリストラが企業の大きな政策になっており、失業率は戦後の混乱期を除いて過去最高となり、企業倒産の件数増加と大型倒産が顕著になっている。

そしてその原因は単純に消費に向ける蓄えや余力が無いということではなく、将来に対する見通しが不透明なことに起因する不安感から消費性向が極端に冷え込んでいるという点を多分に反映しており、そのことが問題を複雑・深刻にしている。

したがって、需要の落ち込みという点では、ケインズ主義の減税や公共事業の実施等財政出動による需要喚起策を講じるという余地は存在するが、このような従来型の需要喚起策だけでは十分なものではなく、将来に対する安心感を醸成し、国民や企業の自信を取り戻すための効果的な財政運用が伴わなくてはならない。特に、企業を中心とする民間に金融機関から資金が潤沢に流れるようにするとともに、金融機関に対する信頼を取り戻す方策として金融機関に大型の財政出動を行うということが目下の対策に示されているが、これは、これまで殆ど経験のしなかったことであると言ってよい。

ロ．他方、供給サイドからみると、上記のようにかつて見られなかった複合的で極端な需要の落ち込みから、供給を縮小しなければならない状況に落ち込んでいる。即ち、供給を拡大することによって需要を拡大するという「セーの法則」もそのままでは機能しない形になっている。

また、社会保障制度の充実は、少子高齢社会の急速な進展で必然的に

増えざるを得ない状況になっており、サプライサイド経済学が分析した労働意欲を無くするという形での社会保障制度の拡大とは性格を異にしているものと認められる。むしろ、現在は高齢者が働く意欲を持っていても、これを受け入れる労働市場がないという側面が大であることに着目した政策を考えていく必要がある。

ハ．なお、物価は超安定で推移しており、デフレ化での経済不況という状況の克服、即ち、デフレスパイラルともいべき状況の克服はこれまた戦後の日本が初めて試みなければならない政策の実施である。

ニ．税制分野での急傾斜の累進構造は、数次の見直しが行われているが、諸外国に比較してなお顕著であって中間階層を中心とする重税感があり、その見直しによる労働意欲の高揚を図る余地はある。但し、現在の状況は労働の意欲はあっても雇用機会が極端に縮減しているというのが実状であるところに特徴がある。減税策は被雇用者側の消費性向を高めると共に、雇用者側における投資意欲や雇用する意欲を高める効果を持つものであることが必要であろう。

雇用者側における無駄の切り捨ては当然ながら必要である。しかしながら、それがリストラ一辺倒に走る場合には、延いては消費市場の縮減と日本の社会から活力を奪い、将来への不安が強調されることにもなりかねない。消費の拡大に結びつく対策として、税を含めてどのようなことが考えられるかが課題である。

減税部分が将来への不安から消費に回らないようでは現在の不況対策としては意味がない。

#### (6) 規制緩和の促進策とそのための財政措置（ベンチャービジネスの活性化措置）

##### イ．規制緩和の促進

第2次世界大戦以来、経済力の増強に邁進し世界の国々に優越しようとして、そのための財政運営を行ってきた時代は、日本が世界第2位の経済大国となった現在既に終わっている。

従来型の財政援助の対象はいわゆる長大産業に属するものの割合が高かったが、これらの長大産業が大きな力をつけた現在、国の補助や援助の対象になるものではない。

なお、長大産業の性格から、市場原理の常として、これらが低い原料コストや労働コストを含む低い生産コストを求めて発展途上国にその根拠地を移しており、いわゆる産業の空洞化ともいわれる現象が生じているのが現状である。

そこで、このような事情から財政運営・経済運営を考えると、現在は付加価値の高い新しい物やサービスを生産するベンチャービジネスの育成が重要な課題である。

ベンチャー企業というのは、頭脳やアイデアを駆使してチャレンジ精神に燃え、既存の企業が未だ手をつけていない未開の分野に挑んで行くとして新しく登場してくる企業の総称で、「開拓型振興小規模企業」とも言われるものである。欧米では、このベンチャー企業が創設されやすい近況になっており、これが経済全体を盛り上げているといわれている。

ところで、このベンチャー企業輩出のための環境を醸成する場合の国の役割は優遇・保護・育成という伝統的な財政出動ではなく、規制緩和の促進によって自由競争をさせることが重要である。

保護の中からではなく、自由競争の中から新しい企業が生まれ、真の活力を生み出すと力と英知を現在の日本の企業は既に蓄えているという新しい発想から日本の経済発展を考えていく必要がある。

このような観点から、前述の稲盛和夫氏の「日本への直言」の一部を紹介すると、次のように力説されている。

「今までは、政府がメーカーや業者を保護した。ところが、競争をさせれば、潰れるところもある。しかし、そこから新しいビジネスは生まれていくのである。下手な公共事業などをするぐらいなら、規制緩和をして自由競争をやらせれば、ずっと景気回復に役立つであろうし、国民

生活にも役立つであろう。』

「国内経済について今後何が必要かといえば、第一にベンチャー企業の育成であろう。新しい企業、ベンチャー企業が輩出されなくてはならない。ベンチャー企業を生み出していくためには、どうしても規制緩和が必要になる。つまり、『誰でもやる気さえあれば、出て来て企業活動ができる』という環境がなくてはならない。ベンチャー企業を優遇し保護・育成せよという声もあるが、それはむしろ逆効果であろう。そうではなく、新しいビジネスチャンスを与えれば、つまり規制緩和をすれば、たとえ寒風吹きすさぶ荒野であっても、若い者たちは出て来る。私はそのほうが日本に真の活力を生むと考える。」

ただし、ベンチャー企業等新しい企業が進出するためには、起業のための元手資金が必要である。

したがって、既に触れたように、起業するための資金が潤滑に供給されるためにも、金融機関が現在の状況において自己防衛に走るの余り貸し渋り戦略を続けることは回避する必要がある。

なお、新しいタイプの産業の起業にとっては、国内の競争のみに限定するのではその発想力と活力に限界がある。海外からの刺激が重要な要素である。したがって、外国の企業等の進出をより自由にするための規制緩和も大胆に進めることが必要であり、研究者を含む人材の交流や研究機関の充実とその相互利用など、その観点からの財政運営を考えることが大事である。

#### ロ. ストックオプション制度の積極的運用

(イ) ところで、新しくスタートした企業が順調に業績をあげていくためには、企業の従業員に会社の業績を向上させるためのインセンティブを与えるとともに、企業外から優秀な人材を招くことが重要である。そのようなことから、自己株式取得制度の一般的な導入が認められるに至った。

その背景には、企業間の競争が激しくなり、また、顧客からの需要

を待っているという受け身の形ではなく、企業など供給者の側で需要を積極的に発掘し、これを顧客に提示することにより、自分が発掘した需要に見合う商品やサービスを供給していくことが求められる現在においては、株式の持ち方についても見直しを行うべきであるという要求が強くなってきたことが上げられる。即ち、日本のように成熟した段階にある国にあっては、活力のある企業精神をどのように維持し、更には新しい産業が起こる基盤整備をどのようにして行うかが重要である。

なお、このストック・オプション制度の先輩国はアメリカやイギリスであり、「業務連動型のインセンティブ報酬」として位置づけられ、活用されているものである。

(ロ) このように、内外の環境が変化する中で、我が国においても長らく禁止されていた自己株式取得制度が導入されるに至った。

この制度の導入を時系列で見ると、次の通りである。

- A. 特定新規事業実施円滑化臨時措置法の改正（平成7年11月16日に施行）により、通産省から認定を受けた株式会社について導入。
- B. 特定通信・放送開発実施円滑化法の改正（平成9年5月30日に施行）により、郵政省から認定を受けた株式会社について導入。
- C. 商法の一部を改正する法律の制定（平成9年5月16日に成立）により、ワラント方式による自己株式取得制度の導入。即ち、この時点でストックオプション制度が一般的に認められたとあってよい。

ワラントとの意味は「新株を引き受ける権利を備えている」という意味であるから、ストックオプション制度というのは「自社株購入権制度」と訳される。

そこで、我が国におけるストックオプション制度導入の意義については、次のように整理されている。

- ① 会社の業績向上による株価の上昇が、取締役又は使用人の利益に結びつくことから、取締役又は使用人の業績向上へのインセン



ティブとして機能することが期待されること。

- ② 株式の利益と取締役又は使用人の利益を一致させることにより、株式重視の経営が一層定着するのに資すると考えられること。
- ③ 自己株式を市場から調達してストック・オプションの対象とする自己株方式のストックオプション制度に加えて、資金調達を要しない新株引受権を活用する方式のストック・オプション制度が認められたことから、資金力のないベンチャー企業が有為な人材を確保できることにもつながることが期待されること。

このように、この制度は自分の会社の株式を自分で持つことを認める制度であるから、社員の企業への帰属意識や経営参加意識を高めることになり、また、企業の自己資本比率の充実にプラスに働くものであるが、ベンチャー企業との関連で言えば、上記③の機能が最も重要である。通常、ベンチャー企業は資金的裏付けに乏しく、アイデアやノウハウと起業心で勝負しようという性格の強い企業であるが、そうは言え、そのような人材の確保は不可欠であるところ、新株引受権方式のストック・オプション制度を活用することにより、特別の資金調達をしなくても、その企業に対する人材の吸引力を増大することができるからである。したがって、この制度を利用しようとする企業が如何なる魅力と将来性あるビジョンを提示し、もって人材を引きつけることができるかがいわば勝敗を決するのである。

- (ロ) ところで、このようなベンチャー企業の発展に対する環境整備等、経済会発上のインセンティブを持つ制度が円滑にワークするために、税制上の手当てが行われることになっている。ただ、この一般化されたストック・オプション制度の適用を受けるためには、さまざまな要件が付されており、ここでは詳述することはできないが、簡単なモデルでその概要を示せば次の通りである。

別表1の「現行のストック・オプションの制度の概要」では、株主等は①の段階で一株100円を払い込んで新株発行請求権を付与され、②の段階で店頭公開されたことから株価は1,500円となり、その後株価は③の段階で1,700円まで値上がりしたため、オプションを行使して新株の株主となり、そしてその後も株価は上昇して2,000円まで値上がりしたために、④の時点で株式を売却した例を上げている。

この場合、普通の課税関係であれば、①の新株発行請求権を付与された時点、③の実際に権利を行使して株式を取得した時点、④ストック・オプションの権利を行使して取得した株式を売却した時点において課税関係の存否を考えることになる。

まず、最初の新株発行請求権の取得時点では、将来株式を取得するかどうかを決定しておらず、将来の経済的利益発生の原因の提供を受けたに止まっているから、課税関係が生じない。このことは、本件ストック・オプションに限ったことではない。

次に、ストック・オプション権を実際に行使した③の段階で1,600円（1,700円－100円）の経済的利益が課税の対象とされ、株式は会社の取締役又は従業員であるので、原則として給与所得として課税されることになる。しかしながら、この段階でこの経済的利益に課税するとストック・オプション制度のインセンティブを減殺することになり、また、その経済的利益は株式に転化しているのであって、株式を売却しなければ納税資金にも支障を来すことになる。そこで、その手続が定款に定めてあるなど一定の要件を満たすストック・オプション（前記商法の一部改正前までは、特定新規事業実施円滑化臨時措置法や特定通信・放送開発実施円滑法が規定する認定企業にかかるストック・オプションに限定されていたが現在はこの枠は外されている）の行使に対しては、その特典として、この局面では課税を行わず、④の実際に売却した時点まで課税を引き延ばそうというものである。課税の繰延べである。そして、④の売却時点では、③の段階から④の時点

までの株価の値上がりにより実現したキャピタルゲイン300円と③の段階で課税が繰り延べされた経済的利益1,600円を合計した1,900円が課税対象となる。

なお、ストックオプションを行使して自社株を取得した社員が、その株式を生徒手放さなければ、相続税の問題は残るが、その社員に関する限り、課税関係は起こらないということになる。

このような、税制上の措置がベンチャー企業の輩出と育成に貢献すれば、ベンチャー企業は、元来従来の企業系列や取引慣行や地縁的関係を飛び越えて活動する性格を有するものであるから、グローバルな経済社会の将来の担い手になることが十分に期待される。

- (7) 富及び財が特別の国に偏在することを防止するための経済協力関係の構築（税制の世界的標準化を含む、課税ベースの拡大による税率の引下げ策の推進）

イ. 富及び財が特別の国に偏在することが、世界経済の歪んだ発展を招来し、国家間、地域間の紛争を引き起こし、物的・人的資源の取り返しのつかない消滅及び破壊につながったことは、歴史の貴重な教訓である。

この場合、税制の世界的標準化や関税を極力撤廃ないし低減することによって、富及び財のより活発な流通・移動を確保することが重要である。

特に、税制が国内産業を保護優先するための多くの特別措置を有するものであったり、税率が各国間で大きく異なるものである場合には、脱税を含む不正な経済活動や物やサービスの不公正で非合理的な移動につながることになる。そのために、税制の国際的平準化と不公正な行為が行われたときの是正措置・対抗手段を OECD 等の場を通じて更に積極的に検討していく必要がある。

- ロ. 我が国における将来における税の姿について税制調査会は次のように提言を行っている（1997年1月24日「これからの税制を考える。～経済社会の構造変化にのぞんで～」）。

- A. 公平な税制でなければならないこと
- B. 中立な税制でなければならないこと
- C. 簡素な税制でなければならないこと
- D. 国際的に整合性がとれた税制でなければならないこと

上記の4つの提言のうち、4番目の国際的整合性がとれていなければならぬという提言は、ここでいう税制の国際的標準化につながるものである。国内的に、税制の公平、中立、簡素の理念が達成されても、国際的にバランスを欠くものであれば現代の国際経済社会で様々な軋轢や問題を惹起することになるという考え方に立っている。

ただ、ここでいう国際的な整合性というのは、各国間の横並びの同一性を意味するものではなく、各国との間、少なくとも主要国間で税の仕組みや負担水準が一定限度を超えて乖離している場合にはそれを是正するという意味である。その一定限度というのは、資本・技術・頭脳の流出、産業の空洞化、或いは違法な租税回避行為を招く限度というように言い換えることもできる。

ところで、日本と各国との間の租税負担水準については、国税と地方税を合計した個人にかかるトータルとしての租税負担率、世界的に多く導入されている消費税の負担率、個人所得税の負担率、および法人税の負担率という観点から比較できる。

その状況は次の通りである（別表2及び別表3参照）。

- ① トータルとしての租税負担率は、日本とアメリカがそれぞれ24.4%と25.8%でほぼ同水準であり、これに対してヨーロッパ各国は日本の約5割増になっている（イギリス35.8%、ドイツ31.4%、フランス33.5%）。
- ② 消費税課税の割合は、アメリカと日本はほぼ同一であるが、ヨーロッパ各国では相当に大きく、日本の2倍以上になっている（アメリカ6.2%、イギリス15.4%、ドイツ14.8%、フランス16.1%）。
- ③ 個人所得課税については、マクロベースから見ると日本の方が低く

なっている。

即ち、報道や一般の先入観で日本の所得税は高いと言われているが、実際には、日本は7.9%で、アメリカの12.3%、イギリスの12.1%、ドイツの13.7%に1比較しても相当に低く、税収の16.1%を消費税で賄っているフランスの8.3%に比較しても、日本の方が低い状況にある。

ただ、ミクロ面からみると昭和62年から平成2年にかけて行われた所得税の抜本改革と平成6年11月の改正により急傾斜で刻みの多い累進税構造が緩和されたが、それでも再高所得者には国税である所得税が50%、地方税である住民税が15%で合計65%となっている。この最高税率は世界的に高いものである。このことが、最高税率が適用される所得者の割合が極く限られた層であるにもかかわらず、日本の所得税は高いという評価に結びついている可能性が多分にあると考えられる。

- ④ 法人所得税課税（国税と地方税の合計）については、1997年現在で日本の6.0%に対して、アメリカ3.1%、イギリス3.5%、ドイツ1.5%、フランスの2.2%に比較して相当に高くなっていた。

これを、税率で比較してみても、日本は法人税率37.5%、事業税が12%、都道府県民税と市町村民税が合計で法人税の17.3%となっており、ドイツを除くと世界的に高率であるという結果になっている。

そこで税制調査会は日本の法人税率が高いことを認めた上で、課税ベースの拡大を税率の引下げを法人税課税の基本的方向として提言した。

このような提言等を受けて、平成10年度の税制改正において、法人税率を37.5%から34.5%に引下げ、中小法人の軽減税率を28%から25%に引き下げる等の措置がとられた。その結果、国税である法人税の表面税率（調整後）は主要先進国中最も低いイギリスに並ぶ31.08%となった（アメリカ31.91%、イギリス31.00%、ドイツ36.6%、フラ

ンス41.2/3%)。

また、法人事業税を12%から11%に引き下げる等の措置がとられたことから、国と地方をあわせた法人課税の表面税率（調整後）も49.98%から46.36%に引き下げられることになった。加えて、現下の経済不況の復活に一層の弾みをつける目的で、法人税を34.5%から30%に法人事業税を11%から9.6%に引き下げることが検討されている。

次に、課税ベースの拡大というのは、各種引当制度の圧縮ないし廃止、資産の償却制度の縮小ないし合理化、有価証券の評価の仕方の見直し、役員の親族である使用人に対する過大給与の損金不算入等メニューは多岐にわたっている。

ハ、ここで、法人税の国際的整合化策を、単純に税率の引下げだけで対応せず、課税ベースの拡大・適正化と抱き合わせにすることとされた理由には次の2点があげられる。

その第一点は、我が国の厳しい財政状況を考えれば、減税財源を公債発行で賄うことは適当ではなく、さればとって消費税を含む他の税目の増税によって賄うことも、今後の長期的な税体系のあり方を検討するなかで、国民の合意を得ながら行うべきものであり、軽々に取りうる措置ではない。そうすると、「税收の中立」を前提として、課税ベースの拡大の余地があるならば、それを財源として、他の主要先進国並に税率を近づけていくことが現実的で合理的な方策であるというものである。

その第二点は、①今や大きな力を付けた日本経済にあっては、特別措置法によって行政が企業をリードするような時代は既に終わったのであって、課税ベースを拡大することにより、企業活力の発揮や新規産業、即ちベンチャービジネスの創出、資源配分の変更を通じた生産効率の向上など経済社会構造の改革に資することになること、②表面税率の引下げによって、海外から我が国への投資意欲の減退や、我が

国企業の海外子会社が利益を我が国に還流させないという問題が緩和されること、③赤字法人が多い現状に対して、相応の改善が図られるというものである。

二. ところで、外国の税制との比較で我が国の税制が議論されるとき、我が国の税負担が高いために、海外との競争力を弱めている等の観点から、特に、財界等からは、法人税改革はトータルとして純減税が達成されないと効果が無いのではないかという主張が繰り返されている。

この点について、日本に先行して法人税改革が行われたアメリカ、イギリス、ドイツの例を見てみると、1986年に改正が行われたアメリカ（連邦税）では、税率の引下げによる減収が67億ドルであるのに対して課税ベース拡大による増収が385億ドル、1984年に改正が行われたイギリスではそれぞれ、15億ポンドと13億ポンド、1994年に改正が行われたドイツではそれぞれ40億マルクと47億マルクと推計されており、イギリスの場合が2億ポンドの税の純減となっているが、アメリカとドイツの場合にはそれぞれ318億ドル及び7億マルクの税の純増となっている。

なお、若干重複になるが、税制委員会を中心にして行われている税制の改革論議は、次の目的と視点において行われているところである。

(イ) 税制改革の目的：21世紀の高齢・少子社会を支え、雇用と経済成長を維持・促進し、かつ世界経済との調和ある発展を促すものであること。具体的に示せば次のとおりである。

①企業活力の発揮や新規産業の創出 ②特定の産業、企業の奨励または抑制の効果をもつ課税ベース租税特別措置を廃止することにより、産業・企業間の法人税の中立性を高めること ③所得をより多く生み出す相対的に生産性が高い企業——21世紀の経済発展を担う企業の税負担を軽減すること ④表面税率の引下げにより海外から我が国への投資等を選びやすくすること

(ロ) 課税ベースの見直しの視点——7つの視点

①費用又は収益の計上時期の適正化 ②保守的会計処理の抑制 ③

会計処理の抑制、統一化 ④債務確定主義の徹底 ⑤経費概念の厳格化 ⑥租税特別措置法の一層の整理合理化等 ⑦国際課税の整備

- (8) 金融及び為替の混乱による金融恐慌及び経済恐慌に対する安全弁の創設  
イ. 金融及び為替の混乱が世界経済及び国民の福祉と安定した生活を大きく損なうものであることは、過去の金融恐慌及びバブル崩壊後の日本が現に呻吟していることから明らかである。

為替取引、デリバティブ取引、金利の売買等の金融取引が市場の経済の英知が生んだ最たるものの一つであり、国際経済の拡大及び活性化に貢献した力には大きいものがある。

しかしながら、例えばヘッジ・ファンド（富裕家や機関投資家ら私募債形式で集めた資金を原資にして、これを運用する投資グループのことを指す。国際通貨基金（IMF）の調査では、1997年末現在のファンド数は853、純資産額は全体で約7、500億ドルに及ぶ。この額は、タイ、インドネシア、韓国のGDPの合計額に匹敵する規模であるといわれる。）等の行き過ぎた投機行為が金融市場の混乱と不安定を招き、世界経済の安定した活動を招来するとすれば大きな問題である。

金融の役割が益々大きくなることが予想される現在、為替変動の経済実態から遊離した動きを抑えるルール或いは枠組みが必要であろう。世界第二位の経済大国であり、サミットのメンバー国としての日本には積極的な役割が期待されるところである。

- ロ. 戦後永い間にわたって為替制度は固定相場制度を維持してきたが、1973年2月14日に円はドル売り圧力に抗しきれず、変動相場制に移行した。即ち、スミソニアン体制によるセントラル・レートである1ドル308円の固定レートから離脱した。この日本の動きに続いて、その3月には欧州主要通貨が一斉にフロート制に移行したため、ここにスミソニアン体制（固定相場制）は崩壊した。

このように、変動相場制の誕生は歴史的には固定相場制が維持できなくなり、やむを得ず取られた緊急避難的な措置であり、変動相場制に追



い込まれたという歴史的側面を持っていたといえる。

しかしながら、変動相場制については、ミルトン・フリードマンを先頭にしてこれを積極的に評価し提唱する考え方も強く存在する。

その論ずるところでは、「固定相場制の下では、国内均衡（完全雇用と物価安定）を犠牲にして為替相場を維持し、国際収支の国内均衡を達成せざるを得ない局面が生じるのに対して、変動相場制の下では為替の変動を通じて国際収支の均衡を維持することができるから、国内均衡を犠牲にする必要がなく、各国は国際収支上の制約から開放されて金融・財政政策を実施することが可能になる。」ということにある。

実績としても、1973年の変動相場制への移行から1980年頃まではマクロ的にはほぼ理屈どおりに動き、為替相場は経常収支の動向あるいは累積経常収支とほぼ平行に動いていたとされる。

ハ、ところが、1980年頃からは、この平行の関係が崩れ、為替相場は経常収支の観点からすると均衡レートから乖離した動きを見せるようになった。

その理由としては、国際的に資本取引が拡大し、為替需給が資本の流れに大きく影響されるようになったことがあげられている。

資本の流れの活発化は、規制緩和や各種金融手段のイノベーションによる国際金融・資本市場間の交流によってもたらされ、さらに機関投資家や各種ファンドへの資本の集積によって量的に増幅されるという軌跡を短期間にたどることになった。

さらに、資本移動そのものに加えて、機関投資家や各種ファンドへの資本の集積が進むと、その膨大な投資残高をヘッジするために大量の為替売買が行われるようになるが、この両者がともに通貨に対する信頼というファクターに非常に敏感であるところから、先行きの見通しの変化によって大きな需給関係が発生し、相場の一方向への偏りやオーバーシュートが発生し易くなるとされる。

ニ、そのような現象の帰結は、変動相場制に期待されていた貿易収支、経

常収支を均衡させるという意味での均衡相場から乖離した為替相場となる。即ち、一国の経済・産業に大きな影響を与える経常利益を、大幅な赤字または大幅な黒字のままに維持させるということになり、国内経済政策や国際強調の面から大きな課題を与えることになる。

ホ. このような変動相場制が現実にもつ問題点から、その改革についてさまざまな議論がされている。その、改革論は次の3つに大別して整理されている。

(イ) 変動相場制手直し論：現行の変動相場制は完全無欠ではないが、消極的は他の制度に比較して欠点が少なく、積極的には資源配分の再調整を容易にする制度であるからこれを基本的には維持するべきであるとするとの観点から、①為替相場の大幅な変動要因は資本の自由な国際移動にあるところ、この資本移動を制限すれば変動相場制の下で為替安定化と国際収支の調整機能が同時に実現が可能であると主張し、あるいは②変動相場制の最大の欠点は相場が過敏に変動し、変動幅が過大であるところにあるところ、相場の乱高下には市場介入（各国の強調介入を含む）を行い、相場の水準は国際間の政策協調によるべきである主張し、これらの手直しを行うこととする考え方である。

(ロ) ターゲットゾーンの導入論：ターゲットゾーン（目標相場圏）を導入して為替相場の過度な変動を抑制しようという考え方である。

その一般的な仕組みは、①まず中期的に経常収支が均衡すると考えられる相場水準を設定し、これを中心にして上下相当程度の幅を許容する、②この幅はその後の市場の動きと経験の積み重ねによって漸次縮小させていく、③為替相場が短期的に上記のゾーンを逸脱することは認めるが、この場合当該国の政府は相場をこのゾーン内に引き戻す義務を負い、そのための適切な措置を講じているか否かを、経済指標と政策の観点から監視する、④当初設定した相場水準及びゾーンについては、当該国の経済指標等の変化に留意して、各国はIFMの主導のもとに定期的に見直しを行うこととし、その改訂後のターゲット

ゾーンは公表するという形で進めるという考え方である。

- (ハ) 固定相場制への復帰：変動相場制への強い反省と危惧から、例えば購買力平価など何かの基準によって為替相場を基軸通貨（現段階ではアメリカドル）に対して固定し、相場水準を国際経済協調及びそのための国内政策の調整によって維持するとともに、その変動に対しては徹底的な介入で対処するという考え方である。

このほか、三大通貨国（アメリカ、日本、ドイツ）との間で、インフレ率が等しくなるように各国のマネーサプライの増加率を管理することにより安定的な固定相場制の維持を主張する考え方もある。ただし、この考え方は1999年1月からEUにおけるユーロ市場の誕生によりドイツはEUに置き換えられることになろう。

- (ヘ) なお、将来のグローバル経済の発展に最大の影響を与えると思われる国際金融について、各国の首脳や著名人も重大な関心をよせ、機会をとらえて発言を行っている（日本経済新聞「せめぎ合う市場と国家 1998年10月25日、同26日、同27日付け朝刊）。

- A. 秘密裡に未曾有の資金を操作するファンドは、各国や国際機関の目にも見えない、新しいルールが必要である（ブレア英国首相 1998年10月香港で講演）。
- B. グローバル資本主義は崩壊しかけている。国際的な金融監督制度の不備が今の危機を招いている（ジョージ・ソロス米国経済学者 1998年9月、米国下院の公聴会）。
- C. 利ザヤ稼ぎの通貨トレーディングは直接投資などの資本取引とは全く別物であり、必要のない代物である（マハティール・マレーシア首相）。
- D. 資本主義の最大の敵は資本主義自身である。今の金融危機は市場が規律を求めていることをはっきりさせた（ジョンズパン仏首相）。
- E. 為替市場はグローバル・カジノになった。相場変動を抑える仕組

みが必要である（ラフォンテーヌ次期独蔵相）。

F. そして、エール大学のトービン教授は20年来唱えているいわゆる「トービン・タックス」では、国際間の短期移動に対して1回ごとに税金を課し、マネーの暴走を抑えようとし、最近欧州各国にこれを支持する声が出始めているという。

へ。以上、いろいろな議論があるように、変動相場制での為替相場の急激でかつ経常収支等のファンダメンタルズやパフォーマンスを反映しない変動が、国内・国外の経済に及ぼすマイナスの影響に鑑み、何らかの手当てが必要であることは間違いがないが、かくまでに国際経済が拡大し流動化しかつボーダーレス化が進んだ現在、容易に回答は見つからない。ただし、現状に鑑みて、資本の移動を制限したり、固定相場制に復帰することはもはや不可能であるとともに、仮に行っても効果的な結果を期待することはできないものと考えられる。

1985年のプラザ合意以降、為替相場安定への強い認識が急速に高まり、主要通貨国間での政策協議への真摯で世界経済全体の調和ある発展実現への積極的姿勢が頓に高まってきている。

サミットやG 5、G 7蔵相・中央銀行総裁会議を含む累次の会議での検討を踏まえ、その時々を経済・通貨情勢を客観的に把握・分析しすることにより、主要通貨国の当局間で政策協調により、より安定した体制を随時模索し、それを迅速に実施に移すということが最も現実的であるということかもしれない。その場合には、一端決定したことはその実施に当たっても関係各国が協調しなくてはならないということである。

少なくとも、世界共通の通貨が誕生するまでは、変動相場制をどのようにして運用していくかについて、人智を尽くすことが待たなしの状況で突きつけられている。

以上

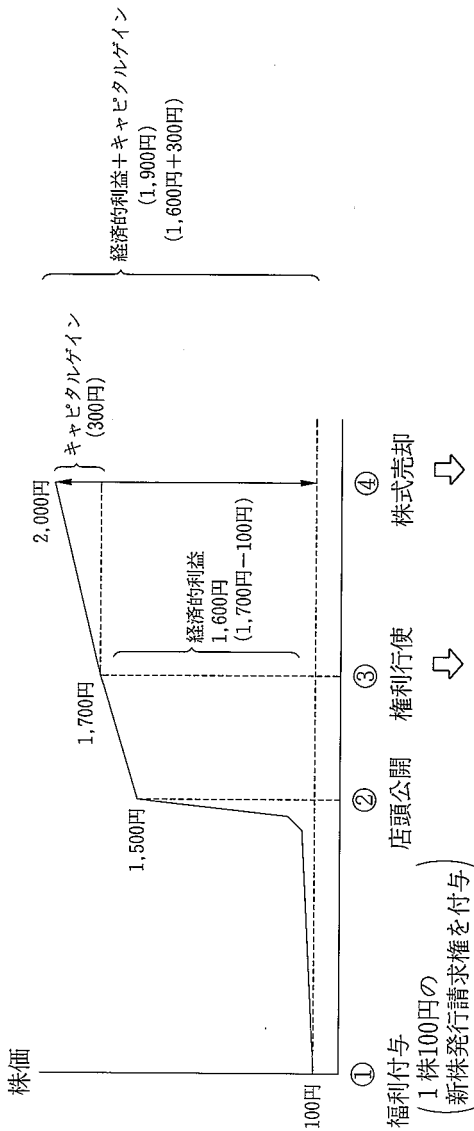
〔参考文献〕

①図説日本の財政（平成10年度版） 増井騏一郎編 東洋経済新報社

- |                              |         |           |
|------------------------------|---------|-----------|
| ②現代経済と財政                     | 土生芳人著   | 御茶の水書房    |
| ③世界経済史                       | 入江節次郎編著 | ミネルヴァ書房   |
| ④景気変動と資本主義                   | 松岡完爾著   | 大月書店      |
| ⑤財政危機の経済学                    | 林宜嗣著    | 日本評論社     |
| ⑥新ケインズ革命                     | 石田壽朗著   | 同文館       |
| ⑦サプライサイドの経済学                 | 小林保美著   | 多賀出版      |
| ⑧大恐慌と現代資本主義                  | 柴田徳太郎著  | 東洋経済新報社   |
| ⑨日本の財政金融                     | 貝塚啓明著   | 有斐閣       |
| ⑩日本への直言                      | 稲盛和夫著   | PHP       |
| ⑪外国為替入門                      | 古海健一    | 日本経済新聞社   |
| ⑫ジェットロセンサーNO.567 (世界の地域経済統合) |         | J E T R O |
| ⑬ジュリスト NO.1071 (WTOと新貿易秩序)   |         | 有斐閣       |

〔現行のストック・オプション税制の概要〕

別表1



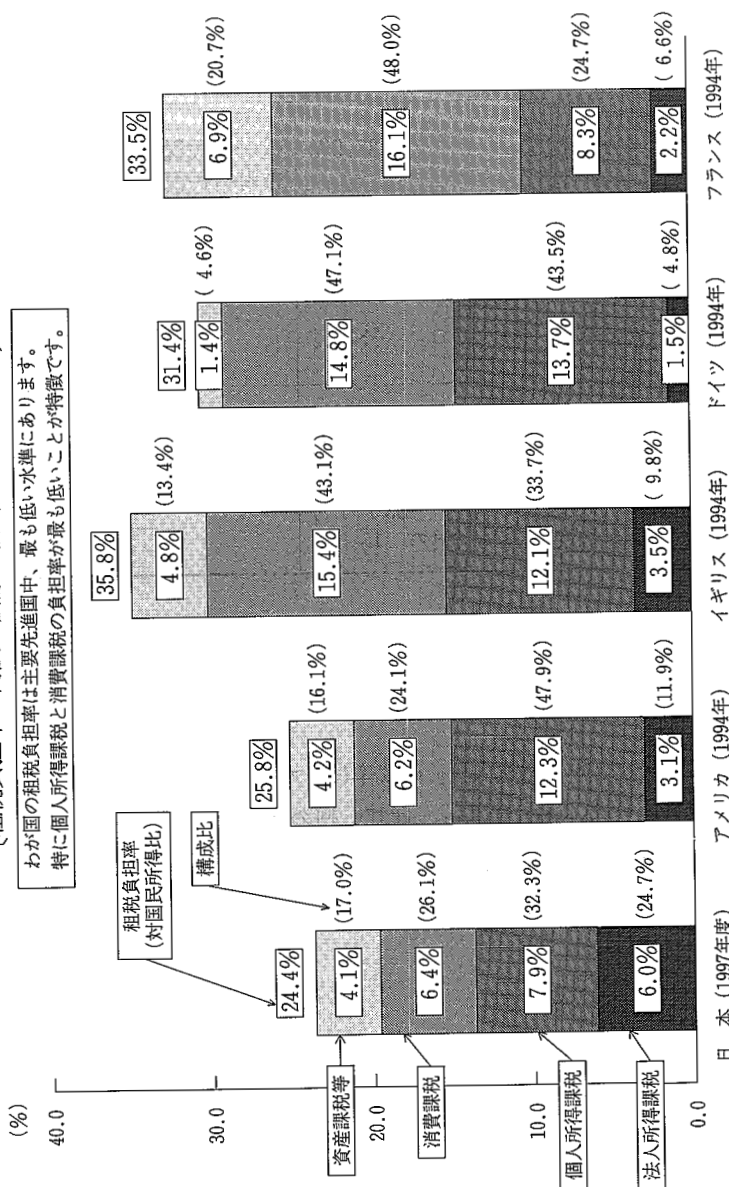
| 権利行使時の課税 |                               |
|----------|-------------------------------|
| (原則)     | 経済的利得 (1,600円)<br>● 給与所得として課税 |
| (特例)     | ● 非課税(課税の繰延べ)                 |

| 株式譲渡時の課税 |   |
|----------|---|
| (原則)     | キャピタルゲイン (300円)<br>● 申告分離課税と源泉分離課税との選択可   |
| (特例)     | ● 経済的利得を含め1,900円(300円+1,600円)に対し申告分離課税(26%) (源泉分離選択は不可)<br>● 株式の取得価格は払込価額(100円)による。 |

〔新規事業法・特定通信放送開発事業法による認定企業に係るストックオプション(認定企業と従業員との間の契約により特に有利な価格で新株発行を行うもの)〕

別表 2

## 〔租税負担率の内訳の国際比較（国税+地方税）〕



日本 (1997年度) アメリカ (1994年) イギリス (1994年) ドイツ (1994年) フランス (1994年)

(注1) 日本以外は、「REVENUE STATISTICS 1965-1995」(OECD)により作成。

(注2) 所得課税には資産性所得を含む。

〔法人所得課税の表面税率（基本税率）の国際比較〕

|       | 国   | 税        | 地     | 方     | 税     |
|-------|-----|----------|-------|-------|-------|
| 日 本   | 法人税 | 37.5%    | 事業税   |       | 12 %  |
|       |     |          | 道府県民税 | 法人税額の | 5 %   |
|       |     |          | 市町村民税 | 法人税額の | 12.3% |
| アメリカ  | 法人税 | 35 %     | 州法人税  |       | 9.3%  |
| イギリス  | 法人税 | 33 %     | —     |       |       |
| ド イ ツ | 法人税 | 45 %     | 営業税   |       | 18.5% |
|       | 付加税 | 法人税額の    |       |       | 7.5%  |
| フランス  | 法人税 | 33 1/3 % | —     |       |       |
|       | 付加税 | 法人税額の    |       |       | 10 %  |

1997年現在

- (注) 1. 日本の「事業税」は、所得に対して課税されるものであるが、行政サービスの提供に対して必要な経費を分担する物税たる性格のものである。
2. アメリカの「州法人税」の税率は、カリフォルニア州の例である。
3. ドイツの「法人税」は、連邦と州の共有税（50：50）であり、また、配当分に対する税率は30%である。なお、「営業税」は営業収益を課税標準としている。



別表 4

## [世界経済の推移]

|          | 名目 GDP (95年) |       | 実質 GDP 成長率 (%) |       |      |      | 97年各四半期 |       | GDP 見通し |     |
|----------|--------------|-------|----------------|-------|------|------|---------|-------|---------|-----|
|          | 億ドル          | シェア   | 93             | 94    | 95   | 96   | 1～3     | 4～6   | 97      | 98  |
| 世界計      | 284,224      | 100.0 | 2.8            | 4.1   | 3.7  | 4.1  | —       | —     | 4.2     | 4.3 |
| 先進工業国    | 220,246      | 77.5  | 1.2            | 3.2   | 2.5  | 2.7  | —       | —     | 3.0     | 2.9 |
| アメリカ     | 70,296       | 24.7  | 2.3            | 3.5   | 2.0  | 2.8  | 4.9     | 3.3   | 3.7     | 2.6 |
| 日本       | 51,403       | 18.1  | 0.3            | 0.6   | 1.4  | 3.5  | 5.7     | -11.1 | 1.1     | 2.1 |
| EU       | 84,170       | 29.6  | -0.5           | 3.0   | 2.5  | 1.7  | 0.4     | 5.2   | 2.5     | 2.8 |
| ドイツ      | 24,125       | 8.5   | -1.1           | 2.9   | 1.9  | 1.4  | 1.2     | 4.1   | 2.3     | 2.8 |
| フランス     | 15,376       | 5.4   | -1.3           | 2.8   | 2.1  | 1.5  | 1.0     | 4.0   | 2.2     | 2.8 |
| イギリス     | 11,006       | 3.9   | 2.1            | 4.3   | 2.7  | 2.3  | 3.4     | 4.0   | 3.3     | 2.6 |
| イタリア     | 10,875       | 3.8   | -1.2           | 2.2   | 2.9  | 0.7  | -1.1    | 6.7   | 1.2     | 2.1 |
| カナダ      | 5,600        | 2.0   | 2.2            | 4.1   | 2.3  | 1.5  | 3.7     | 4.9   | 3.7     | 3.5 |
| オーストラリア  | 3,509        | 1.2   | 3.6            | 4.8   | 3.2  | 3.9  | 2.7     | 5.1   | 3.2     | 4.0 |
| 発展途上国    | 56,218       | 19.8  | 6.6            | 6.8   | 6.0  | 6.5  | —       | —     | 6.2     | 6.2 |
| アジア      | 27,127       | 9.5   | 9.4            | 9.6   | 8.9  | 8.2  | —       | —     | 7.6     | 7.4 |
| N I E s  | 9,423        | 3.3   | 6.3            | 7.6   | 7.4  | 6.4  | —       | —     | 5.9     | 6.0 |
| 韓国       | 4,564        | 1.6   | 5.8            | 8.6   | 8.9  | 7.1  | 5.5     | 6.3   | 6.0     | 6.0 |
| 台湾       | 2,602        | 0.9   | 6.3            | 6.5   | 6.0  | 5.7  | 6.9     | 6.3   | 6.2     | 6.4 |
| 香港       | 1,403        | 0.5   | 6.1            | 5.3   | 4.5  | 4.9  | 6.0     | —     | 5.3     | 5.0 |
| シンガポール   | 854          | 0.3   | 10.4           | 10.2  | 8.8  | 7.0  | 4.1     | 7.8   | 6.0     | 5.5 |
| ASEAN    | 5,504        | 1.9   | 7.2            | 7.8   | 8.2  | 7.4  | —       | —     | —       | —   |
| インドネシア   | 2,012        | 0.7   | 6.5            | 7.5   | 8.2  | 7.8  | —       | —     | 7.0     | —   |
| タイ       | 1,645        | 0.6   | 8.3            | 8.8   | 8.7  | 6.4  | —       | —     | 2.5     | 3.5 |
| マレーシア    | 853          | 0.3   | 8.3            | 9.2   | 9.5  | 8.6  | 8.5     | 8.4   | 7.5     | —   |
| フィリピン    | 741          | 0.3   | 2.1            | 4.4   | 4.8  | 5.5  | 5.0     | 5.7   | 5.3     | —   |
| 中国       | 6,913        | 2.4   | 13.5           | 12.6  | 10.5 | 9.7  | 9.4     | 9.5   | 9.5     | —   |
| インド      | 3,388        | 1.2   | 5.0            | 6.3   | 7.0  | 6.8  | —       | —     | 6.5     | —   |
| 中東       | 8,994        | 3.2   | 4.6            | 0.4   | 3.5  | 4.8  | —       | —     | 4.6     | 4.2 |
| 中南米      | 17,083       | 6.0   | 3.7            | 5.0   | 1.3  | 3.4  | —       | —     | 4.1     | 4.4 |
| メキシコ     | 2,863        | 1.0   | 0.6            | 3.7   | -6.1 | 5.1  | 5.1     | 8.8   | 4.5     | —   |
| ブラジル     | 7,169        | 2.5   | 4.2            | 6.0   | 4.2  | 2.9  | 4.2     | 5.0   | 3.5     | —   |
| 市場経済移行国  | 7,757        | 2.7   | -6.2           | -6.5  | -0.8 | 0.1  | —       | —     | 1.8     | 4.1 |
| ロシア      | 3,576        | 1.3   | -8.7           | -12.3 | -3.9 | -1.9 | 0.3     | -0.2  | 1.5     | 4.9 |
| 中・東ヨーロッパ | 4,181        | 1.5   | -3.9           | -1.8  | 1.6  | 1.5  | —       | —     | 2.1     | 3.6 |

(出所) IMF“World Economic Out Look”、“International Financial Statistics”、“Direction of Trade Statistics”、  
 DECD “Main Economic Indicators”  
 Asian Development Bank “Asian Development Outlook”、  
 世界銀行 “World Tables”、“Atlas”より作成